

一 般 競 争 入 札 公 告

下記のとおり一般競争入札をおこないますので、長野県住宅供給公社の契約に関する要綱第5条の規定により公告します。

令和7年7月29日

長野県住宅供給公社

理事長 新田 恭士

記

1 工事（業務）の概要及び発注担当部（所）

（1）工事（業務）名 令和7年度 県営住宅（長野）若槻団地浴室等改修工事

（2）工事（業務）箇所 長野市若槻団地

（3）工事（業務）内容 ①浴室改修（天井バスマット・壁化粧板設置、床防水改修）
②ガス給湯器による3箇所給湯化
③手すり設置
④非常ブザー付きインターホン設置
⑤便所コンセントの設置
⑥その他附帯工事

（4）工事（委託）期間 120日

（5）発注担当部（所） 長野県住宅供給公社 事業部 建築課
電話 026-227-4322

2 一般競争に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる要件を満たしている者で、長野県住宅供給公社（以下「公社」という。）の資格の確認を受けられる者であること。

（１）参加資格要件

①	地方自治法施行令第１６７条の４の規定に該当しないこと。	
②	建設業法（昭和２４年法律第１００号）第２８条に基づく営業停止の処分を受けていない者であること。	
③	長野県建設工事入札参加資格を有する者であること。	
④	長野県が定めた「建設工事等入札参加資格者に係る参加停止要領」に基づく参加停止の措置を受けていないこと。	
⑤	経営事項審査を受けている者であること。	
⑥	建設業区分要件	なし
⑦	業種	建築一式工事
⑧	資格総合数値	753点以上
⑨	同種工事(業務)の実績又は専門性の有無に関する要件	なし
⑩	営業所の所在地に関する要件	北信・長野地域振興局管内に本店を有する者。
⑪	その他	

3 競争参加資格等の確認手続き

（１）本競争入札の参加希望者は、（３）に掲げる期間に一般競争参加資格確認申請書及び資料（以下「申請書等という。」）を期限までに提出し、公社の一般競争参加資格等の確認を受けなければならない。

（２）申請書等の提出は次のとおりとする。

ア 申請書等

1. 一般競争参加資格等確認申請書（様式１）

2. 施工実績（令和５年度、６年度）（様式２）

元請又は下請、共同企業体の実績として記載した工事の契約書、（共同企業体の場合は協定書の写しも含む）又は既に契約書を処分したものについては、実績を有することを証するその他の書類の写しを添付すること。

3. 配置予定技術者の資格・経験（様式３）

4. 建設工事入札参加資格の通知等の写し

5. 経営事項審査の結果通知書の写し

当該入札に係る契約予定日の１年７ヶ月前の日の直後の営業年度終了の日の「経営記簿等評価結果通知書」又は「総合評定値通知書」の写しを添付すること。

6. 郵便封筒（確認結果通知返送用）

あて先を記入し、返送用切手を貼付すること。

イ 申請書等は持参又は郵送により受付ける。

ウ 提出部数は、正本1部とする。

(3) 申請書等の受付は、次のとおりとする。

なお、申請書等の記載内容についてのヒヤリングは行わない。

ア 受付日時は、土曜日、日曜日、祝日を除く次の期間とする。

受付期間 令和7年8月5日 から 令和7年8月8日 まで

受付時間 午前9時から午後4時まで

イ 受付場所は次による発注担当部（所）とする。

窓口受付 長野県住宅供給公社 事業部 建築課 電話 026-227-4322

長野県住宅供給公社 松本事務所 電話 0263-47-0240

郵送受付（受付期間内必着）

380-0836

長野市大字南長野南県町 1003-1

長野県住宅供給公社 事業部 建築課

(4) その他

ア 申請書等の作成及び提出にかかる費用は、提出者の負担とする。

イ 提出された申請書等は、提出者に無断で一般競争入札参加資格等の確認以外の目的に使用しない。

ウ 提出された申請書等は返却しないものとする。

エ 申請に関する問合せ先は、発注担当部（所）とする。

4 確認結果の通知

(1) 確認結果は、令和7年8月25日付け郵送で申請者に通知する。

(2) 都合により、(1)の通知予定日を変更する場合は、その旨を申請者に連絡する。

5 一般競争入札参加資格等がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 一般競争入札参加資格等がないと認められた者は、公社に対してその理由の説明を求めることができる。

(2) (1)の説明を求める場合には、書面により次のとおり受付けるものとする。

ア 本書面は、4(1)の確認結果通知日の翌日から7日以内に提出するものとする。

イ 受付場所は、発注担当部（所）とする。

ウ 書面は持参又は郵送によるものとする。

(3) 発注担当部（所）は説明を求められた者に対し、入札日の前日までに書面により回答するものとする。

6 入札及び開札執行の日時及び場所

(1) 入札及び開札の日時及び場所は次のとおりとする。

ア 入札日時 令和7年9月9日 14時10分

イ 入札場所 長野市大字南長野南県町1003-1

長野県住宅供給公社 1階会議室

(2) 開札は入札終了後、入札会場で行う。

(3) 留意事項

- ア 一般競争入札参加資格等があることが確認された旨の通知書（４で通知した書面）の写しを、入札時に持参すること。
- イ 工事（業務）費内訳書（表紙（代表者印を押印したもの）及び本工事（業務）費内訳書、工事明細表に単価、金額を記載）１部を入札時に提出すること。
- ウ 代理人をして入札する場合は、委任状を入札時に提出すること。

7 設計図書等

- (1) 設計書（金抜き）・設計図面・各種計算書・共通仕様書・特記仕様書、現場説明書・条件明示書等（以下「設計図書等」という。）は本公告に併せて受付終了日まで掲示する。
- (2) 設計図書等に対する質問がある場合には、質問書（様式４）により次のとおり受付けるものとする。
 - ア 本書面は４の(1)の確認結果通知日の翌日から７日以内に提出することとする。
 - イ 受付場所は、発注担当部（所）とする。
 - ウ 書面は持参又は郵送によるものとする。
- (3) (2)の質問に対する回答は、入札参加資格者全員に回答するものとする。

8 入札の執行

- (1) 入札は、本人又は代理人が出席して行うものとする。
- (2) 入札日において、本公告に示した入札に参加するものに必要な資格を満たしている者以外の者の入札は認めない。
- (3) この公告に示す入札日時に遅刻した者は、入札に参加できない。
- (4) 落札価格の決定に当っては、入札書に記載された金額に当該金額の消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税を抜いて見積った総額に相当する金額を入札書に記載すること。
- (5) 一度提出した入札書を書き換え、引き換え又は撤回することはできない。
- (6) 入札回数は、２回を限度とする。なお、第２回の入札で落札者がいない場合は、第２回の入札における最低入札金額の者と随意契約とするものとし、この場合の見積回数は２回を限度とする。
- (7) 落札とすべき同額の入札をした者が２人以上いるときは、直ちに当該入札参加者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合、当該入札者はくじを辞退することはできない。
- (8) 入札に参加する資格があると確認された者は、入札執行の完了に至るまでは、(7)のくじ引きの場合を除きいつでも、入札を辞退することができる。

9 低入札価格調査制度の適用

本入札においては、一般競争入札に係る低入札価格調査制度事務処理要領による調査基準価格等を設定している。

（低入札価格調査対象者となった場合、あらかじめ辞退する意向のある者は、調査事前辞退届（同要領 様式７）を入札時に提出すること。）

10 落札決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、公社が、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者の当該入札価格によってはその者により当該工事（業務）の履行がされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不相当であると認めるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格以下をもって入札をした他の者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とするものとする。

11 入札保証金

入札保証金を必要とする。

入札参加者は、入札執行前に見積もった総額（消費税及び地方消費税を含む金額）の100分の5（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた金額）の入札保証金を納付しなければならない。

なお、国債、地方債その他の公社が確実に認める担保の提供をもって、入札保証金の納付に代えることができる。

ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、これを納めないことができる。

- (1) 入札参加者が保険会社との間に、公社を被保険者とする入札保証契約を締結し、当該保証保険契約書を、公社に提出して確認を得たとき。
- (2) 入札参加者が過去2年間に、国、都道府県又は市町村、公社公団と、種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上誠実に履行した、実績を有する者で、かつ、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと公社が認めたとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、前号に準ずるものであって、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと公社が認めたとき。
- 2 入札保証金の全部又は一部の納付を免除された落札者が契約を締結しないときは、納付させないこととした金額（落札決定額の100分の5（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切上げた額））に相当する金額を徴収する。
- 3 開札を行い、落札者とならなかったとき又は返還する事由が生じたときは、入札保証金等を還付する。ただし、落札者が納付した入札保証金等は、契約の締結後に還付し、又は契約保証金の納付に振り替えることができるものとする。
- 4 入札参加者は、入札保証金等の還付を受ける場合で、現金により納付を行った場合は、入札保証金還付請求書を提出するものとし、公社は、入札参加者から適法な請求書を受領したときはその日から14日以内に入札保証金を還付する。
- 5 入札保証金等の納付は次のとおりとする。
 - (1) 現金による納付する場合は、公社が発行する納付書により長野県の指定金融機関、指定代理金融機関、又は収納代理金融機関で納付し、領収書を提出すること。
 - (2) 入札保証金に代わる担保を提供する場合は、当該証券、手形、小切手又は保証書を提出すること。なお、記名証券であるときは、売却承諾書及び委任状を添付すること。また、手形に金融機関の保証が必要であるときは、当該保証書を添付すること。
- 6 入札保証金には、利子を付さないものとする。

12 契約書（案）及び入札心得並びに各要領の閲覧

公社は、契約書（案）及び別に定める「競争入札心得」（以下「入札心得」という。）並びに「一般競争入札に係る低入札価格調査制度事務処理要領」、「長野県住宅供給公社の公営住宅等管理業務に係る公共工事の前金払に関する取扱要領」を公社ホームページに掲示する。

13 契約の時期

本件契約については、10により落札者が決定した日の翌日から起算して7日以内（休日を含む。ただし、7日目が休日の場合は休日明けまで。）に契約しなければならない。

14 支払条件等

支払い条件は次によるものとする。

- (1) 請負代金額が500万円以上の建設工事については、請負代金額の4割の範囲で前払い金を請求することができる。
- (2) 部分払いを請求することができる回数は、次のとおりとする。

ア	50万円以上500万円未満	1回
イ	500万円以上1,000万円未満	2回
ウ	1,000万円以上3,000万円未満	3回
エ	3,000万円以上5,000万円未満	4回
オ	5,000万円以上1億円未満	5回
カ	1億円以上	契約金額から5,000万円を減じた額を5,000万円を除して得た数の整数部分に5を加えた回数

15 契約保証金の納付

落札者は、契約と同時に建設工事請負契約書（案）第4条の規定による保証を付さなければならない。ただし、当初の契約金額が、100万円未満の工事については、入札心得第13(A)第2項第1号の規定により契約保証金の納付を免除する。また、当初の契約金額が500万円未満の工事において、入札心得第13(A)第2項第2号の規定に該当する場合は、契約保証金の納付を免除する。

16 火災保険等付保の要否

- (1) 落札者は工事目的物及び工事材料（支給材料を含む。）等を火災保険等、建設工事保険その他保険（これに準ずるものを含む。）に付さなければならない。
- (2) 前項の規定により保険契約を締結したときは、その証券又はこれに代わるものを直ちに公社に提示しなければならない。
- (3) 工事目的物及び工事材料等を(1)の規定による保険以外の保険に付したときは、直ちにその旨を公社に通知しなければならない。

17 入札書の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

- (1) 公告に示した一般競争入札に参加する者に必要な資格のない者の入札した入札書
- (2) 虚偽の申請を行った者の入札した入札書
- (3) 参加資格があると確認された者であって、確認後、参加又は指名停止の措置を受け、入札時点において参加又は指名停止中である者等入札時点において、2（1）の要件を欠いた者の入札した入札書
- (4) 入札保証金の納付義務を履行していない者の入札した入札書
- (5) 同一人がした2通以上の入札書
- (6) 入札参加者が協定して入札した入札書
- (7) 金額を訂正し、訂正印のない入札書
- (8) 入札参加本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）及び押印のない又は判然としない入札書
- (9) 代理人が入札する場合は、法人の名称又は商号及び代表者の氏名（個人の場合は、本人（委任者の氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印のない又は判然としない入札書
- (10) 誤字、脱字等により意思表示が明確でない入札書
- (11) 工事（業務）費内訳書の提出を求めた工事（業務）において、工事（業務）費内訳書を提出しない者が入札した入札書、又は未記入などの不備がある工事（業務）費内訳書を提出した者が入札した入札書
- (12) 上記(1)から(11)に掲げるもののほか、現場説明（現場説明書）及び入札心得において示した入札条件に違反して入札した入札書

18 その他

- (1) 入札参加者は、競争入札心得を遵守しなければならない。
- (2) 入札参加者は、契約書（案）を十分了知すること。
- (3) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等関係法令等に違反する行為を行ってはならない。
- (4) 本公告に係る「申請書」「資料」「工事（業務）費内訳書」「入札書」等は、日本語で記載しなければならない。
- (5) 本手続きにおいて使用する通貨は日本国通貨に限る。
- (6) その他詳細については、発注担当部（所）に照会のこと。

商号又は名称

印

担当者氏名



電話 番 号

F A X 番 号

なお、地方自治法施行令第167条の4に該当しない者であること、及び本申請に係る記載が真実と相違ないことを誓約します。

施工実績（令和 5 年度、 6 年度）

会社名： _____

項目 \ NO		1	2	3
工事（業務）名称等	工事（業務）名			
	発注機関			
	施工場所			
	契約金額			
	工事（委託）期間			
	受注形態等 該当するものに○	元請（単独）・下請 ・共同企業体(JV) 共同企業体(JV)の場合：構成比率_____％	元請（単独）・下請 ・共同企業体(JV) 共同企業体(JV)の場合：構成比率_____％	元請（単独）・下請 ・共同企業体(JV) 共同企業体(JV)の場合：構成比率_____％
備 考				

入札保証金納付の免除を希望する者は、過去 2 年間に、国、都道府県又は市町村、公社公団と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上誠実に履行した実績を有する者で、その実績について 2 件以上記載すること。

- ①「種類をほぼ同じくする」とは、入札公告による参加資格要件の業種又は、営業品目区分とする。
- ②「規模をほぼ同じくする」とは、契約額の概ね 70 %を下限に公社が認めた額として判断したもの。

※ 共同企業体の契約額については、構成比率による額を基準とする。

配 置 予 定 技 術 者 の 資 格 ・ 経 験

会社名：

項目・氏名				
最終学歴				
法令による免許				
工 事 等 の 経 験	工事（業務）名			
	発注機関			
	施工場所			
	契約金額			
	工事（委託）期間			
	従事役職			
	工事（業務）名			
	発注機関			
	施工場所			
	契約金額			
	工事（委託）期間			
	従事役職			
	工事（業務）名			
	発注機関			
	施工場所			
	契約金額			
	工事（委託）期間			
	従事役職			

質 問 書

提出日：令和 年 月 日

発注部（所）	長野県住宅供給公社 事業部 建築課	
公告日	令和7年7月29日	
工事（業務）名	令和 7 年度 県営住宅（長野）若槻団地浴室等改修工事	
工事（業務）箇所	長野市若槻団地	
質問書提出者	住 所	
	商号又は名称	
	電話・F A X	
	担当者所属・氏名	
質問内容		

回 答	
----------	--

令和 7 年度 県営住宅（長野） 若槻団地浴室等改修工事

図 面 リ ス ト

番号	図 面 名 称	番号	図 面 名 称	番号	図 面 名 称
	建 築 図		電 気 設 備 図		機 械 設 備 図
A-01	表紙・図面リスト	E-01	電気設備工事 特記仕様書（1）	M-01	機械設備工事 特記仕様書（1）
A-02	特記仕様書（1）	E-02	電気設備工事 特記仕様書（2）	M-02	機械設備工事 特記仕様書（2）
A-03	特記仕様書（2）	E-03	電気設備工事 特記仕様書（3）	M-03	機械設備 改修前平面図（118タイプ）
A-04	特記仕様書（3）	E-04	電気設備 平面図（118タイプ）	M-04	機械設備 改修後平面図（118タイプ）
A-05	特記仕様書（4）	E-05	電気設備 凡例 参考図（118タイプ）		
A-06	配置図・案内図				
A-07	改修前平面図（118タイプ）				
A-08	改修後平面図（118タイプ）				
A-09	展開図（改修前・改修後）（118タイプ）				
A-10	各部詳細図（1）（118タイプ）				
A-11	各部詳細図（2）（118タイプ）				

有限会社 基 設 計

長野県住宅供給公社									基設計 長野市上松 3-13-8 TEL 026-241-3615 FAX 026-243-3652 一級建築士事務所登録（長野）K 第 8 3 0 1 2 号 一級建築士登録 第 6 8 9 6 2 号 塚 原 幸 一					工事名 令和 7 年度県営住宅（長野）若槻団地浴室等改修工事 図面名 表紙・図面リスト		
部 長	課 長	調整幹	課長代理		係 長	係 員		担 当		承認	設 計	CAD	日付	縮尺	JOB NO.	図面番号
										検査	責任者	担当	製図			A-01

⑨

防水工事

2. 改質アスファルトシート防水
(9.3.2)(9.3.3)
(表9.3.1～3)

屋根露出防水工法

種 別	施工箇所
・AS-T1 (トーチ工法)	
・AS-T2 (トーチ工法)	
・AS-T3 (トーチ工法)	
・AS-T4 (トーチ工法)	
・AS-J1 (常温粘着工法)	
・AS1-T1 (トーチ工法)	
・AS1-J1 (常温粘着工法)	

押さえ金物 ※アルミ製 L=30×15×2.0
脱気装置の種類及び設置数量 (絶縁工法の場合)
※改質アスファルトシートの製造所の仕様
・

断熱材 (断熱工法の場合)
※硬質ウレタンフォーム断熱材 2 種 1 号又は 2 号で透湿係数を除く規格に準ずるもの。
・

屋根保護防水工法

種 別	施工箇所
・密着工法 (トーチ工法)	
・密着断熱工法 (トーチ工法)	

押さえ金物 ※アルミ製 L=30×15×2.0
断熱材
※押出法ポリスチレンフォーム断熱材 3 種 b A (スキム層付き)
・

平場の保護コンクリート
こて仕上げの場合 ※8 0mm以上
床タイル仕上げの場合 ※6 0mm以上
立上り部の保護
※仕上塗料塗り ・乾式保護材 ・れんが押え
・コンクリート押え ・モルタル押え

3. 合成高分子系ルーフィングシート防水
(9.4.2)(9.4.3)
(表9.4.1～9.4.3)

接着工法

種 別	施工箇所	種 別	施工箇所
・S-F1		・S-M1	
・S-F2		・S-M2	
		・S-M3	
・S1-F1		・S1-M1	
・S1-F2		・S1-M2	

断熱材
※硬質ウレタンフォーム断熱材 2 種 1 号又は 2 号で透湿係数を除く規格に準ずるもの。
・

屋内保護密着工法

種 別	施工箇所
・S-C1	

4. ウレタンゴム系塗膜防水及びゴムアスファルト系塗膜防水
(9.5.3)(表9.5.1)
(表9.5.2)

ウレタンゴム系

種 別	施工箇所
・X-1 (絶縁工法)	・バルコニー
・X-2 (密着工法)	・ひさし

脱気装置の種類及び設置数量 (種別 X-1 の場合)
・

ゴムアスファルト系

種 別	施工箇所
・Y-1	・地下外壁
・Y-2	・屋内 (・ 便所 ・ 浴室)

5. ケイ酸質系塗布防水
(9.6.2)(9.6.3)
(表9.6.2)

種 別

施工箇所

6. FRP塗膜防水
(9.7.2)(表9.7.1)

ルーフドレン

種 別	施工箇所
・FRP塗膜防水用ルーフドレン	
・鉄鉄製	

7. 防水保証

種 別	期 間
アスファルト防水	・ 1 0 年 ・
改質アスファルトシート防水	・ 1 0 年 ・
合成高分子系ルーフィングシート防水	・ 1 0 年 ・
ウレタンゴム系塗膜防水	・
ケイ酸質系塗布防水	・
FRP塗膜防水	・

⑧ シーリング

材料 9.9.1 表の施工箇所以外のシーリング材の種類 ※PU-2
接着性試験 ・適用する (※簡易接着性試験 ・引張接着性試験) ○適用しない
シーリング材の充填箇所 ・図示による
シーリング材の目地寸法 ※9.9.3 による

⑩

木工事

⑫

1. 表面仕上げ
(12.1.4)

2. 製材
(12.2.1)

3. 造作用集成材
(12.2.1)

4. 造作用単板積層材
(12.2.1)

5. 床張り用合板等
(12.2.1)

6. 防腐・防蟻・防虫処理
(12.3.1)

⑦

8. 窓、出入口
その他の木材
(12.5.1)

9. 床板
(12.6.1)

10. 壁及び天井
下地
(12.7.1)

薬剤の加圧注入による防腐・防蟻処理

施工箇所	保存処理性能区分
	・ K 2 ・ K 3 ・ K 4 ・ K 2 ・ K 3 ・ K 4

薬剤の加圧注入処理を行ったのち、現場における加工、切断、孔あけ等を行った箇所は、現場にて薬剤の塗布等による防腐・防蟻処理を行う。

薬剤の塗布等による防腐・防蟻処理

施工箇所	処理方法
	※公仕 12.3.1(3)による。 ・

防虫処理

施工箇所	保存処理性能区分
	・ K 1 ・ K 2 ・ K 3 ・ K 4 ・ K 1 ・ K 2 ・ K 3 ・ K 4

間仕切軸組

施工箇所	樹 種
間仕切軸組	※杉 ※松 ・
床組	※杉 ※松 ・

施工箇所

樹 種	
吊元枠、水掛りの下枠、敷居	※ひのき ・
上記以外	※杉 ※松 ・

施工箇所

樹 種	
縁甲板、上がりがまち	※ひのき ・

施工箇所

樹 種	
壁下地、天井下地	※杉 ※松 ・

⑭

金 属 工 事

1. あと施工
アンカー
(14.1.3)

②

ステンレス
表面処理
(14.2.1)

③

アルミニウム
及びアルミ
ニウム合金の
表面処理
(14.2.2)
(表 14.2.1)

4. 鉄鋼の垂鉛
めっき
(14.2.3)
(表 14.2.2)

5. 軽量鉄骨
天井下地
(14.4.2)
(表 14.4.1)

(14.4.3)

6. 軽量鉄骨
壁下地
(14.5.3)
(表 14.5.1)

7. 金属成形板
張り
(14.6.2)(14.6.3)

8. アルミニウム
製笠木
(14.7.2)
(表 14.7.1)

9. 手すり及び
タラップ
(14.8.2)(14.8.3)

⑩ その他

引抜き耐力の確認試験

種 類	施工箇所
※HL仕上げ	・図示
・NO.2B仕上げ	・図示
・鏡面仕上げ	・図示

色合い

種 別	塗膜又は複合皮膜の種類	施工箇所	色合い
・AB-1種	※AA15	・図示	・
・AB-2種	※AA15	・図示	・
・AC-1種	※AA6	・図示	・
・AC-2種	※AA6	・図示	・
・BA-1種	※A2	・図示	・
・BA-2種	※A2	・図示	・
○BB-1種	※B	・図示	・
・BB-2種	※B	・図示	・
・BC-1種	※B	・図示	・
・BC-2種	※B	・図示	・
・C種		・図示	・

陽極酸化被膜の着色方法 ※二次電解着色 ・三次電解着色

種 別

表面処理方法	施工箇所
・A種 溶融亜鉛めっき	
・B種 溶融亜鉛めっき	
・C種 溶融亜鉛めっき	
・D種 電気亜鉛めっき	
・E種 電気亜鉛めっき	
・F種 電気亜鉛めっき	

野縁等の種類

部 位	種 類
屋 内	※ 1 9 形 ・ 2 5 形
屋 外	・ 1 9 形 ※ 2 5 形

形状及び寸法

部 位	野縁受、吊りボルト及びインサートの間隔	周辺部の端からの寸法	野縁の間隔
屋 外	・	・	・
屋 内	・	・	・

開口部の補強
野縁又は野縁受けを切断する場合 ・
吊りボルトの間隔が900mmを超える場合 ・

天井のふとところが大きい場合の補強
ふとところが1.5m以上の場合 ふとところが3mを超える場合

水平補強	※縦横方向に間隔1.8m程度	・
斜め補強	※縦横方向に間隔3.6m程度	・

耐震性を考慮した補強方法 ・

屋外の軒天井、ピロティ天井等における耐風圧性を考慮した補強方法
・

スタッド、ランナー等の種類

種 類	施工箇所
・ 5 0 形	
・ 6 5 形	
・ 9 0 形	
・ 1 0 0 形	
・	

種 別

表面処理	取付用下地	伸縮調整継手
・	※公仕 14.4 による	・ 設ける ・ 設けない

構成部材による種類

表面処理	・ 2 5 0 形 ・ 3 0 0 形 ・ 3 5 0 形
・	

材料の種類

手すり	・ ステンレス ・	・ HL 程度 ・ NO.2B 程度 ・
・	・ 鋼製 ・	・

手すり

タラップ	・ ステンレス ・	・ HL 程度 ・ NO.2B 程度 ・
・	・ 鋼製 ・ <td>・ 溶融亜鉛めっき C 種 ・</td>	・ 溶融亜鉛めっき C 種 ・

・ノンスリップ
材質 ※ステンレス製、形状・寸法・アンカー付 埋込型 幅 3 5

・床目地棒 材質 ・ 形状 ・ 寸法
・樹脂製天井点検口 (既製品) 表面処理 ― ・種類 4 5 型 (450x450)
○スリーブキャップ 室外側: アルミ製キャップ VU 管 1 2 5 φ
○アルミ樹脂複合板
・不燃材 ・表面処理 フッ素樹脂塗装
※アルミ樹脂複合板廻りはシール処理を行うこと
○SUS製ベントキャップ
・フード、ガラリ、防虫網付 ○表面処理 焼付塗装
※シール処理を行うこと

長野県住宅供給公社

部 長 課 長 調整幹 課長代理 係 長 係 員 担 当

JOB-NO

DATE

CORRECTION

TITLE

令和 7 年度 県営住宅 (長野) 若槻団地浴室等改修工事

PLAN-NAME

特記仕様書 (2)

SCALE

A1 : NON
A3 : NON

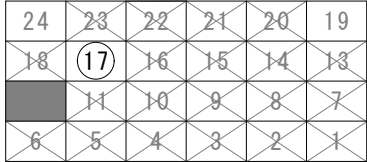
PLAN-NO

A-03

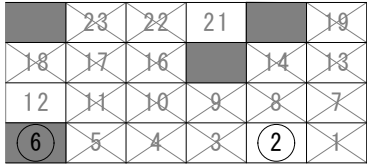


案内図

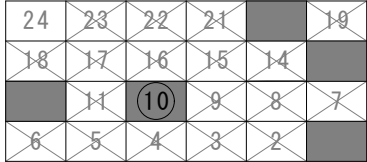
A1棟（階段側）全戸2LDK・118㊦



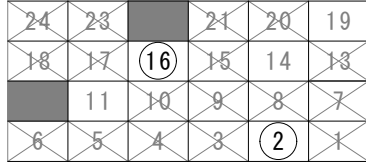
A2棟（階段側）全戸2LDK・118㊦



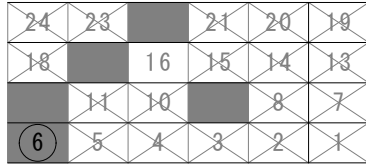
A3棟（階段側）全戸2LDK・118㊦



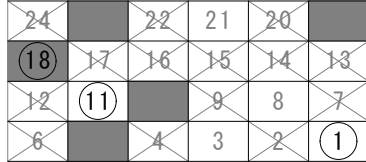
A4棟（階段側）全戸2LDK・118㊦



A5棟（階段側）全戸2LDK・118㊦

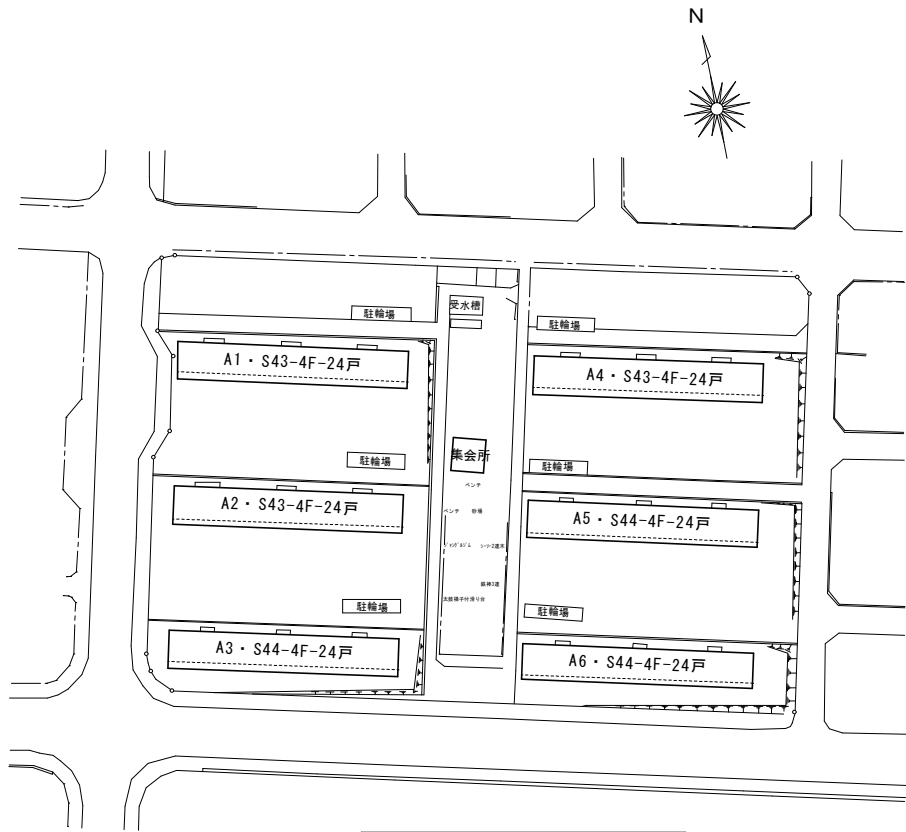


A6棟（階段側）全戸2LDK・118㊦



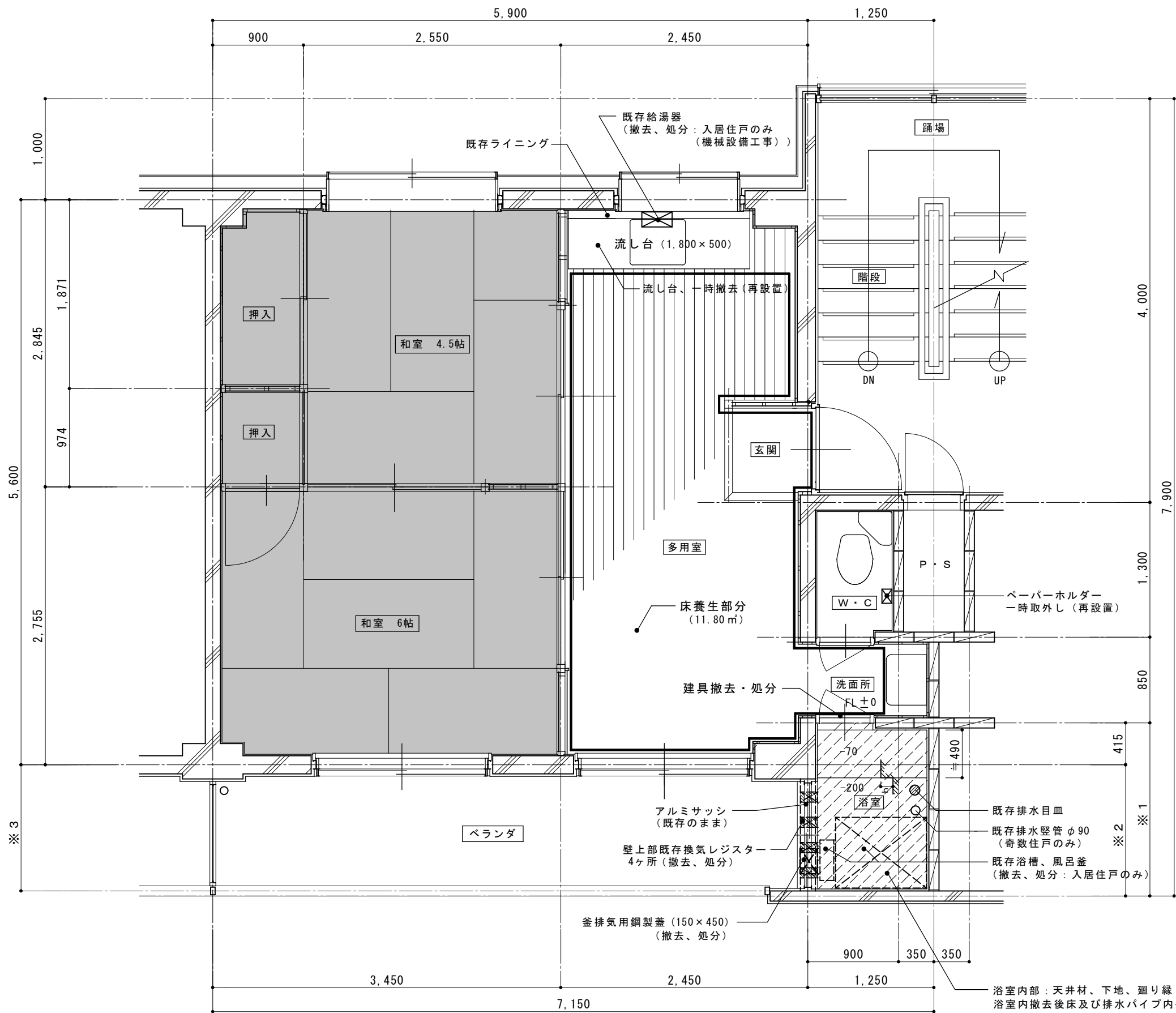
- 一 空き住戸
- 一 施工済住戸

- 一 令和7年度
浴室等改修工事対象住戸：10戸
（入居中住戸：6戸）
（空き住戸：4戸）



配置図 1/1000

長野県住宅供給公社							基設計 長野市上松 3-13-8 TEL 026-241-3615 FAX 026-243-3652 一級建築士事務所登録（長野）K 第83012号 一級建築士登録 第68962号 塚原幸一				工事名 令和7年度 県営住宅（長野）若槻団地浴室等改修工事 図面名 配置図・案内図		
部長	課長	調整幹	課長代理	係長	係員	担当	承認	設計	CAD	日付	縮尺	JOB No.	図面番号
								検査 責任者 担当	製図				A - 06



内 部 仕 上 表 （改修前）		
室 名	浴 室	
床	下地	アスファルト防水
	仕上	防水モルタル金鍍
巾木	下地	同 上
	仕上	同 上
腰壁	下地	アスファルト防水
	仕上	防水モルタル金鍍
壁	下地	防水モルタル金鍍
	仕上	E P 塗 り
天井 （撤去）	下地	木 製
	仕上	フレキシブルボード E P 塗 り
	天井高	2,160
廻り縁 （撤去）	下地	
	仕上	塩ビ 製
建具	出入口	浴室出入口戸（撤去）
	窓	アルミサッシ
備考	換気孔	樹脂製レジスター 100φ 4ヶ所（撤去）
	風呂釜用開口	150×450 （撤去）

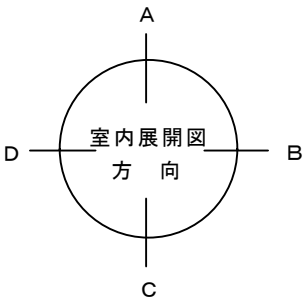
凡 例

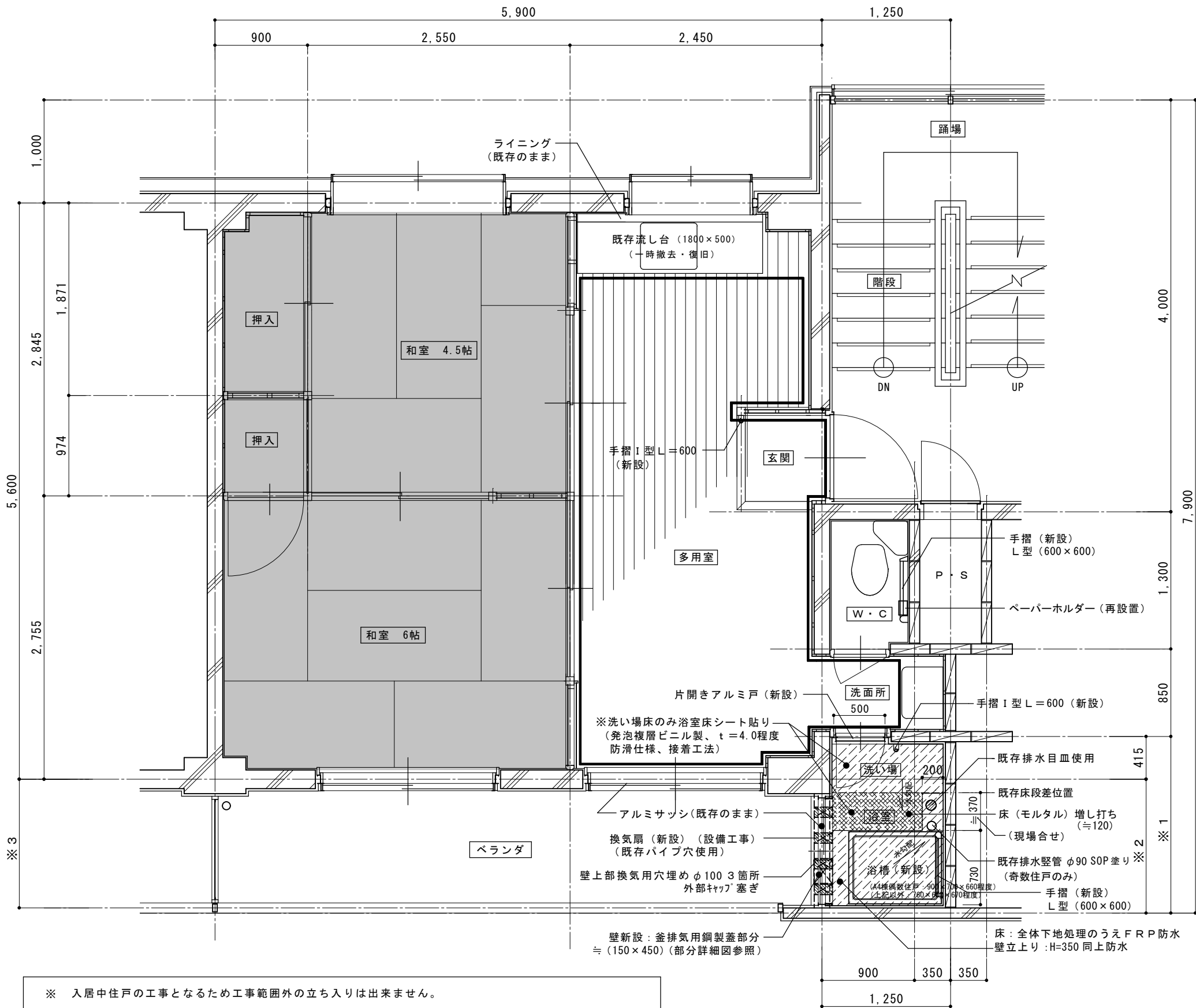
改修範囲を示す

改修範囲外を示す

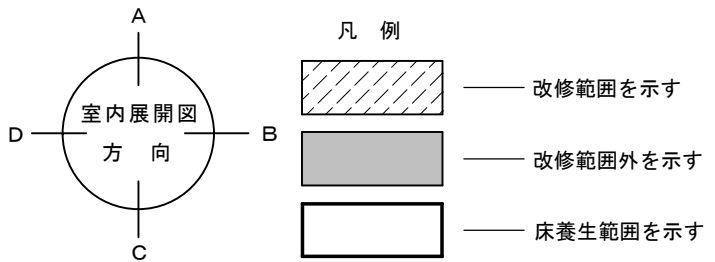
床養生範囲を示す

※ 1 ～ 3 については、住棟により寸法が異なるため以下による
※ 1：A1, A2棟=1,600 A4棟=1,540 A3, 5, 6棟=1,400
※ 2：※ 1 の寸法-415 ※ 3：※ 2 の寸法-50

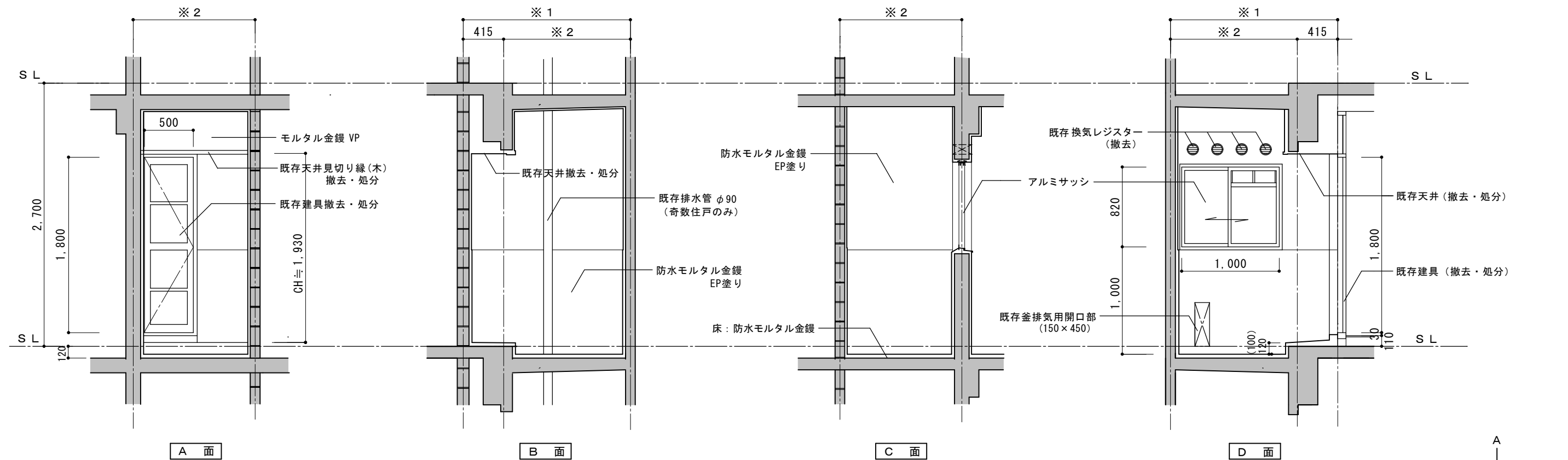




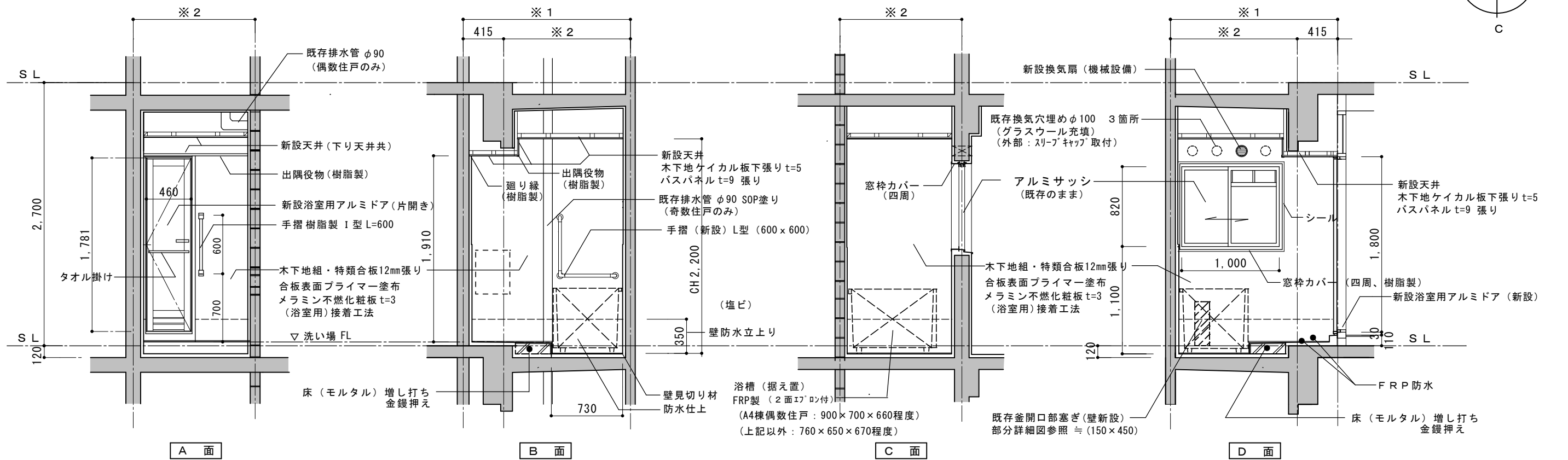
内 部 仕 上 表 (改修後)		
室 名	浴 室	
床	下地	防水モルタル 金鍍 (既存)
	仕上	下地処理 (ケレン、清掃) 下地調整のうえ FRP防水 立上り共 (ケレン、モルタル補修)
		浴室床シート貼り (発泡複層ビニル製、t=4.0程度) (防滑仕様、接着工法) ※ 洗い場部分のみ
巾木 H=300	下地	同 上
	仕上	同 上
壁	下地	木下地組
	仕上	特類合板下張り t=12mm メラミン不燃化粧板 t=3mm (浴室用) 接着工法 目地シール (シリコン系) 入隅シール、出隅役物 ※ 既存排気用パイプ穴埋め 3箇所 ※ 既存バラン釜排気口閉鎖
天井	下地	木下地
	仕上	t=5 ケイカル板下張り t=9 バスパネル張り (塩ビ)
天井高		2,100 1,895
廻り縁	下地	木下地
	仕上	塩ビ製、出隅役物 (下り天井部)
建具	出入口	アルミ製片開き戸 (新設)
	窓	アルミサッシ (既存のまま) 樹脂製窓枠カバー 接着 (四周)
備考	手摺	浴室 I 型 L=600 (出入口部) L 型 (600×600) 便所 L 型 (600×600) 玄関 I 型 L=600 材質 ステンレス+軟質樹脂
	浴槽	FRP製 2方向エブロン付 据え置 A4棟偶数住戸: 900×700×660程度 上記以外: 760×650×670程度
	鏡	耐食鏡 350×450 (浴室内、設備工事)
	換気扇 (新設)	浴室 パイプファン (設備工事)



※ 1～3については、住棟により寸法が異なるため以下による
※ 1 : A1, A2棟=1,600 A4棟=1,540 A3, 5, 6棟=1,400
※ 2 : ※1の寸法-415 ※3 : ※2の寸法-50

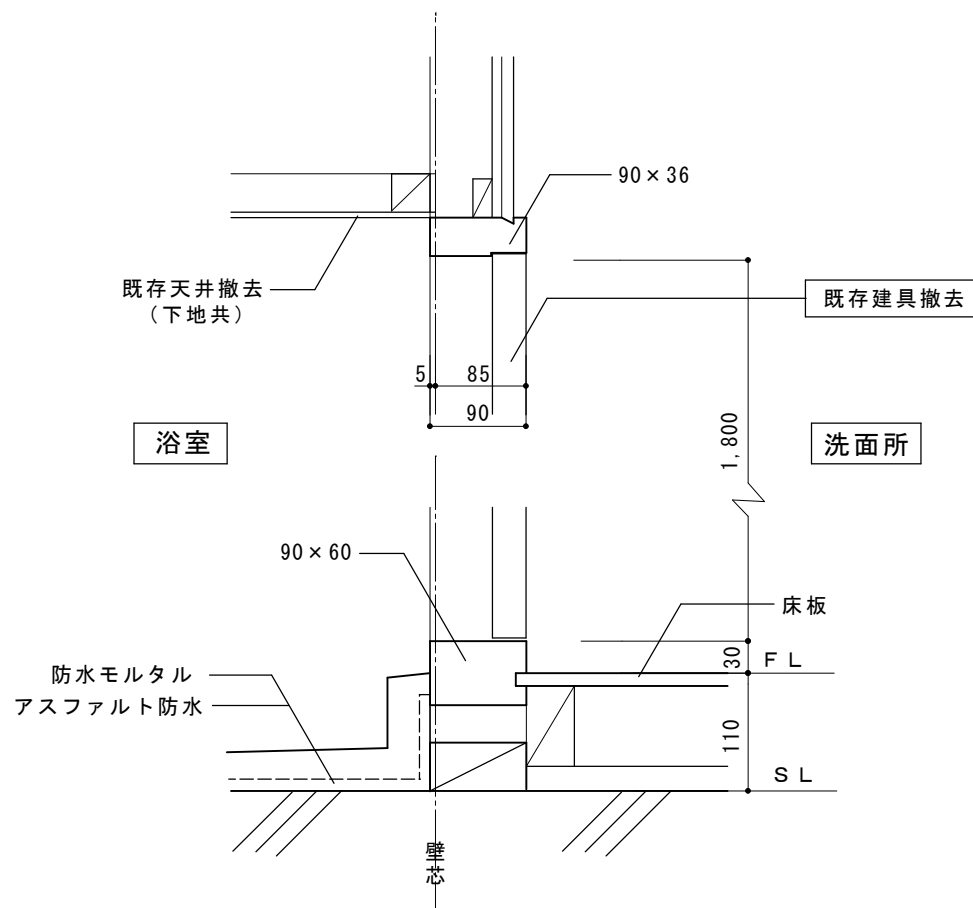


改修前 展開図 S = 1/30

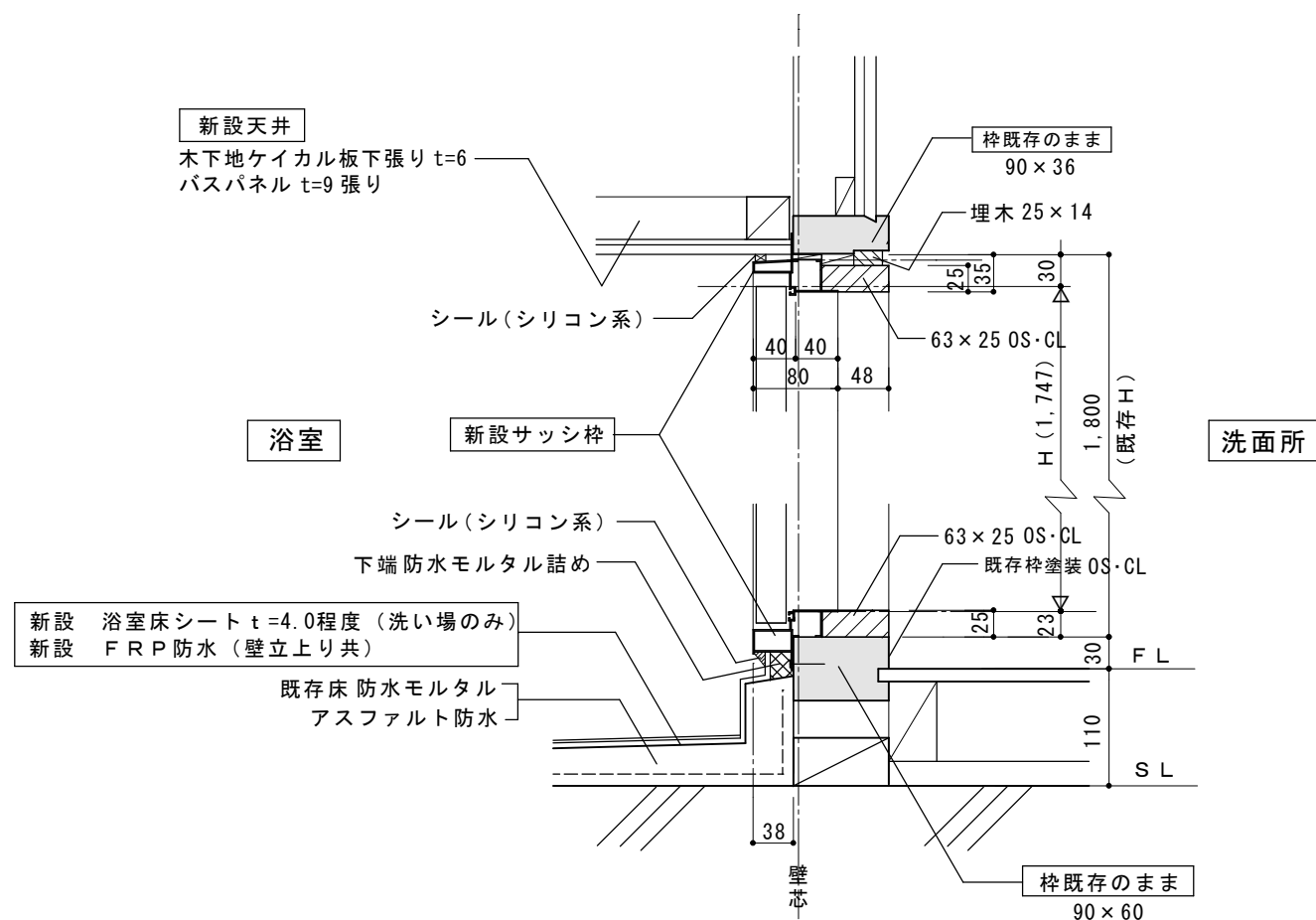


改修後 展開図 S = 1/30

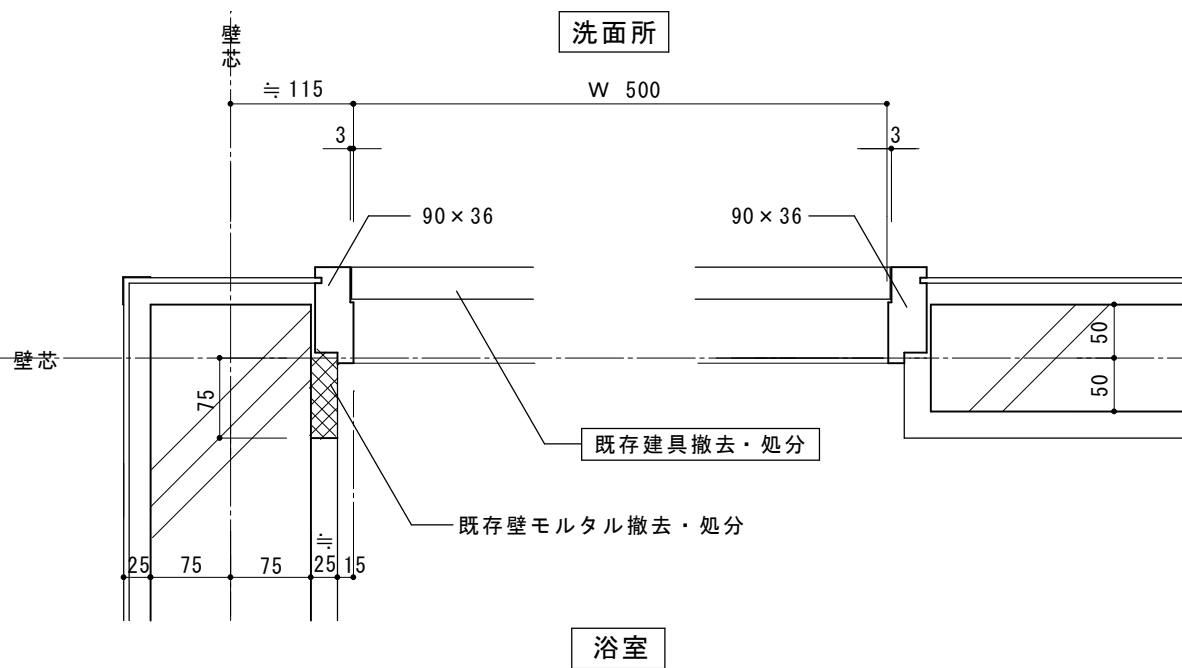
※ 1～3については、住棟により寸法が異なるため以下による
※ 1 : A1, A2棟=1,600 A4棟=1,540 A3,5,6棟=1,400
※ 2 : ※ 1の寸法-415 ※ 3 : ※ 2の寸法-50



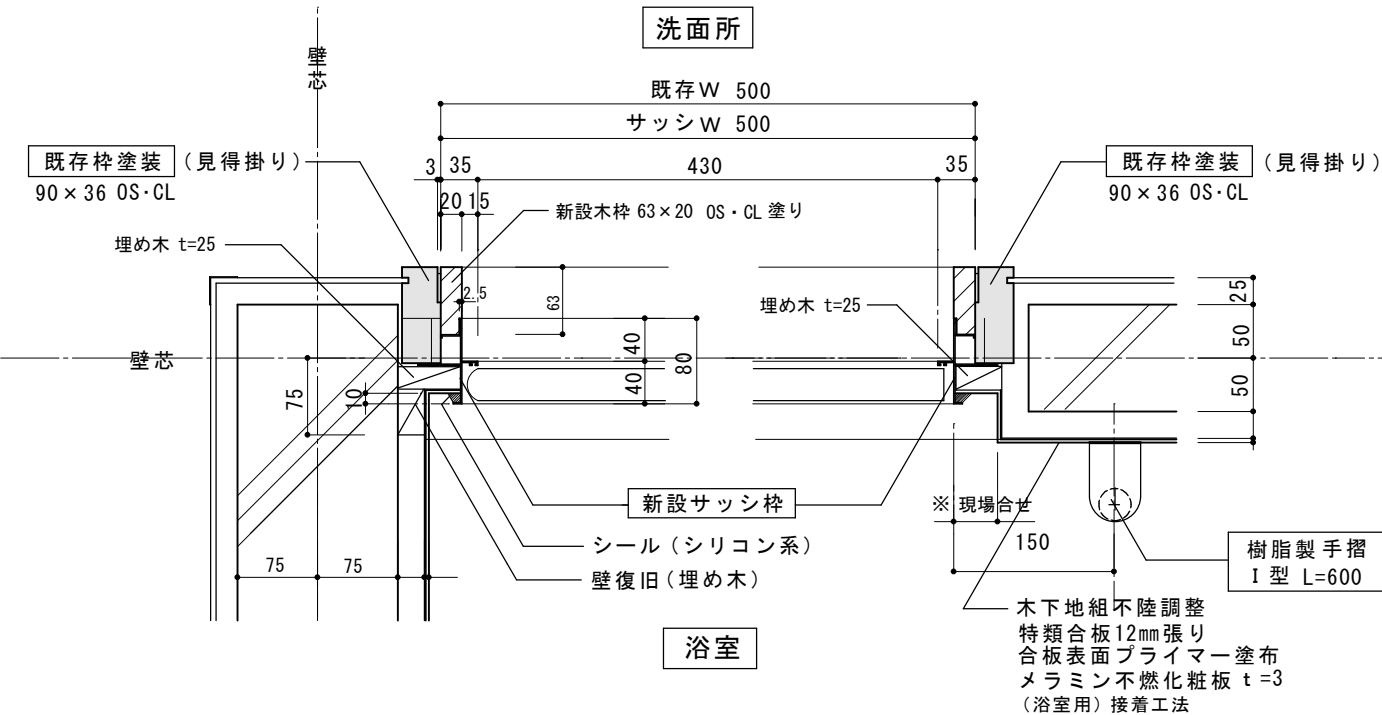
浴室出入り口 建具枠断面詳細図 (改修前) S = 1/5



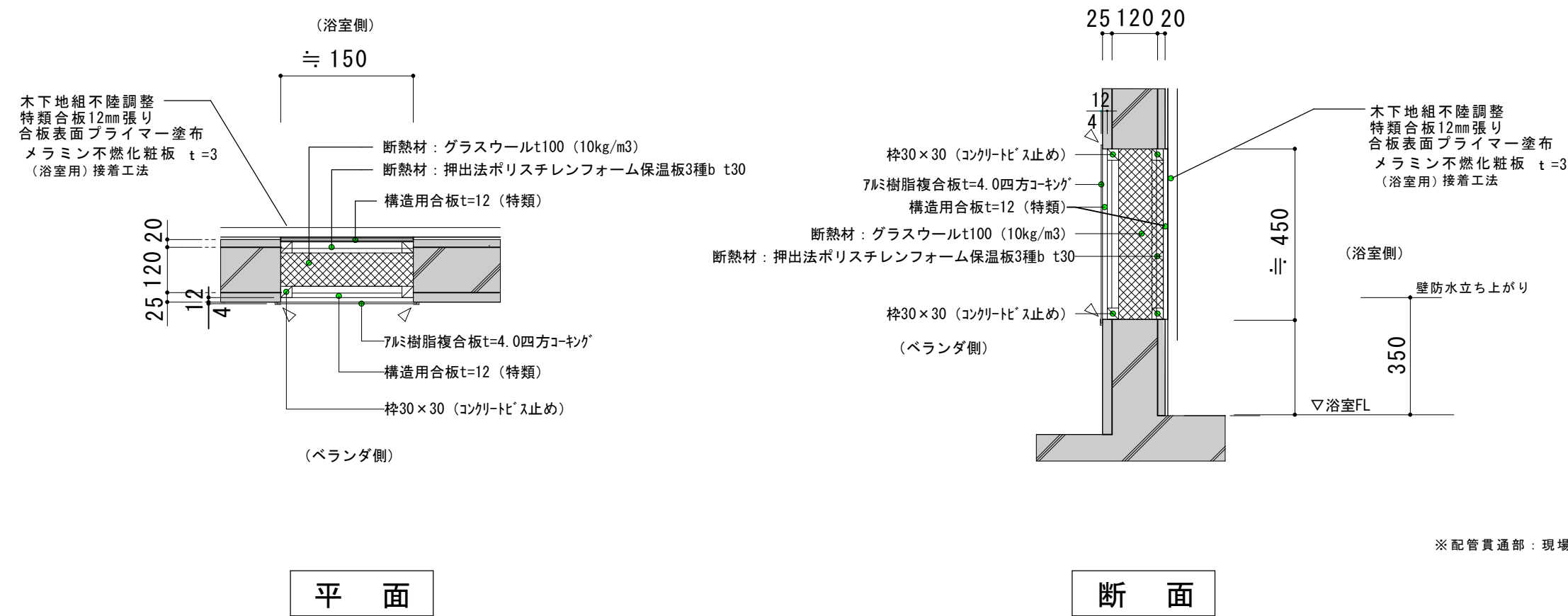
浴室出入り口 建具枠断面詳細図 (改修後) S = 1/5



浴室出入り口 建具枠平面詳細図 (改修前) S = 1/5



浴室出入り口 建具枠平面詳細図 (改修後) S = 1/5



参考図：壁新設部分（釜排気用鋼製蓋部分）

S = non

電気設備工事特記仕様書

Ⅰ. 工事概要

1. 工事名称

令和7年度 県営住宅（長野）若槻団地浴室等改修工事

2. 工事場所

長野市若槻団地

3. 建物概要

建物名称	構造	階数	延べ面積 (㎡)	建築面積 (㎡)	消防法施行令 別表第一の区分	備考
県営住宅若槻団地	RC造	4階				

4. 工事種目（○印の付いたものが対象工事種目）

建物別及び屋外		工事種別				備考
工事種目					屋外	
○電灯設備	分岐					
・ 動力設備						
・ 常保護設備						
・ 受変電設備						
・ 電力貯蔵設備						
・ 発電設備						
・ 構内情報通信網設備						
・ 構内交換設備						
・ 情報表示設備						
・ 拡声設備						
○誘導支援設備	インターホン設備					
・ テレビ共同受信設備						
・ 監視カメラ設備						
・ 駐車場管制設備						
・ 自動火災報知設備						
・ 中央監視制御設備						
・ 構内配電線路						外灯設備を含む
・ 構内通信線路						
・ テレビ電波障害防除設備						
・						
・						
・						

5. 指定部分

※ 無 ・ 有（工期：令和 年 月 日）（対象部分）

6. 概成工期

※ 無 ・ 有（工期：令和 年 月 日）

Ⅱ. 工事仕様

1. 共通仕様

1）図面及び本特記仕様書に記載されていない事項は、全て「公共住宅建設工事共通仕様書 電気編（最新版）」（以下、「公仕仕（電気編）」という。）によるほか、国土交通省大臣官房官庁審議部設備・環境課監修の「公共建築設備工事標準図（電気設備工事編 最新版）」（以下「標準図」という。）、国土交通省大臣官房官庁審議部監修の「電気設備工事監理指針（最新版）」による。

2）機械設備工事及び建築工事を本工事に含む場合は、機械設備工事及び建築工事はそれぞれの特記仕様書を適用する。なお、機械設備工事の特記仕様書は（ / ）図、建築工事の特記仕様書は（ / ）図による。

2. 特記仕様

1）編は、番号に○印の付いたものを適用する。

2）項目は、番号に○印の付いたものを適用する。ただし、○印の付かない場合は、※印の付いたものを適用する。

3）特記事項は、○印の付いたものを適用する。ただし、○印の付かない場合は、※印の付いたものを適用する。

4）項目又は特記事項に記載の（ ）内の表示番号は、「公仕仕（電気編）」の該当項目を示す。

5）特記事項の「機材の品質・性能基準」は、「公共住宅建設工事機材の品質・性能基準（公共住宅事業者等連絡協議会）」を示す。

3. 電気方式

1）電灯設備

幹線	AC 1Φ3W 200V	／	100V 50Hz（60Hz）
分岐	AC 1Φ3W 200V	／	100V 50Hz（60Hz）
	AC 1Φ2W 200V	／	100V 50Hz（60Hz）

2）動力設備

幹線	AC 3Φ3W 400V	又	200V 50Hz（60Hz）
分岐	AC 3Φ3W 400V	又	200V 50Hz（60Hz）

Ⅲ. 特記事項

① 一般事項

○ 工事の施工中に予期せぬ事態や疑義が生じた場合は、監督職員に報告の上、指示に従うこと。
○ 工事受注者は、監督職員と随時打合せを行い、工程の確認・調整及び工事の円滑な進捗を図ること。

② 設計図書等の取扱い

(1.1.1)
(1.1.6)

③ 工事実績情報（CORINS）の登録

(1.1.4)

④ 施工管理体制に関する書類の提出

(1.3.1)

5. 施工条件

(1.3.3)

⑥ 他工事との取合い

7. 足場等

8. 電源周波数

・ 50Hz ・ 60Hz

⑨ 電気保安技術者

(1.3.2)

⑩ 火災保険等

11. 住宅瑕疵担保責任

⑫ 災害等発生時の安全確保

(1.3.7)

⑬ 発生材の処理等

(1.3.9)

⑭ 環境への配慮

(1.4.1)

Ⅳ. 特記事項

⑮ 機材の品質等

(1.4.2)

⑯ 施工の検査等

(1.5.3)

⑰ 施工の立会い

(1.5.5)

18. 化学物質の濃度測定

(1.5.7)

19. 技術検査

(1.6.2)

⑳ 工事写真

㉑ 完成図等

(1.7.1)
(1.7.2)

㉒ 完成写真

㉓ 保全に関する資料

(1.7.3)

㉔ 監督職員事務所

(2.1.1)

㉕ 工事用電力、水、その他

26. 工事用仮設物

27. 建設発生土処理

(2.2.1)

㉘ 塗装工事

(2.7.1)
(現場塗装)
(めっき)
(重めっき面の塗装工程)

Ⅴ. 特記事項

⑰ スリープ工事

(2.9.1)

30. 電気工事士

㉑ 耐震措置

設計用標準水平震度

設置場所	機器種別	・ 特定の施設		・ 一般の施設	
		重要機器	一般機器	重要機器	一般機器
上層階、屋上及び塔屋	機器	2.0	1.5	1.5	1.0
	防振支持の機器	2.0	2.0	2.0	1.5
中間層	水槽類	2.0	1.5	1.5	1.0
	機器	1.5	1.0	1.0	0.6
	防振支持の機器	1.5	1.5	1.5	1.0
	水槽類	1.5	1.0	1.0	0.6
地下、1階	機器	1.0	0.6	0.6	0.4
	防振支持の機器	1.0	1.0	1.0	0.6
	水槽類	1.5	1.0	1.0	0.6

【備考】・上層階とは2～6階建の場合は最上階、7～9階建の場合は上層2階、10～12階建の場合は、上層3階、13階建以上の場合は上層4階とする。
・中間層とは地階、1階を除く各階で上層階に該当しないもの

重要機器は、次のものを示す。
・ 配電盤 ・ 発電装置（防災用） ・ 直流電源装置 ・ 交流無停電電源装置
・ 交換機 ・ 自動火災報知受信機 ・ 中央監視制御装置

⑲ 設計用鉛直地震力
設計用水平地震力の1／2とし、水平地震力と同時に働くものとする。

㉒ 電線本数、管路等

㉓ フラッシュプレート

㉔ はつり

35. 製造者、受注者の表示

36. 取付け板

㉒ 機器取付け高さ

38. 接地極

㉒ 施工条件明示項目

㉒ 実施工程表及び施工計画書

㉒ 機材の品質等

㉒ 再使用機器

㉒ あと施工ファイバース

㉒ 防火区画等の貫通処理

㉒ 電線・ケーブル

㉒ ブルボックス

㉒ グレートの用途表示

㉒ 配線器具

㉒ 機器への接続

㉒ しん工時提出物

㉒ グリーン購入の推進

52. その他及び電子納品

Ⅵ. 特記事項

スリープ及び防水鉄管は、次による。
※ 標準図第2編「電力設備工事」
・ その他（ ）

最大電力が500kW以上の場合においても、第一種電気工事士により施工を行うものとする。

設備機器の固定は、次に示す事項を除き、「建築設備耐震設計・施工指針 2014年版」（独立行政法人建築研究所監修）による。
(1) 設計用水平地震力
機器の重量 [kN] に、設計用標準水平震度を乗じたものとする。
なお、図面に特記がなければ、設計用標準水平震度は、次による。

設計用標準水平震度

設置場所	機器種別	・ 特定の施設		・ 一般の施設	
		重要機器	一般機器	重要機器	一般機器
上層階、屋上及び塔屋	機器	2.0	1.5	1.5	1.0
	防振支持の機器	2.0	2.0	2.0	1.5
中間層	水槽類	2.0	1.5	1.5	1.0
	機器	1.5	1.0	1.0	0.6
	防振支持の機器	1.5	1.5	1.5	1.0
	水槽類	1.5	1.0	1.0	0.6
地下、1階	機器	1.0	0.6	0.6	0.4
	防振支持の機器	1.0	1.0	1.0	0.6
	水槽類	1.5	1.0	1.0	0.6

【備考】・上層階とは2～6階建の場合は最上階、7～9階建の場合は上層2階、10～12階建の場合は、上層3階、13階建以上の場合は上層4階とする。
・中間層とは地階、1階を除く各階で上層階に該当しないもの

重要機器は、次のものを示す。
・ 配電盤 ・ 発電装置（防災用） ・ 直流電源装置 ・ 交流無停電電源装置
・ 交換機 ・ 自動火災報知受信機 ・ 中央監視制御装置

⑲ 設計用鉛直地震力
設計用水平地震力の1／2とし、水平地震力と同時に働くものとする。

分電盤、制御盤、端子盤等の2次側以降の配線経路、電線太さ、電線本数、管径等は、図面と相違しても差し支えない。ただし、相連する場合は、監督職員の承諾を受ける。

図面に記載がない場合は、（※ 金属製（ステンレス、新金属を含む。））（樹脂製）とする。

はつり工事は、事前に次の調査を行い、監督職員に報告を行う。
・ 走査式埋設物調査 ・ X線調査（用途別）

・ 表示方法は、次による。
1. 壁名称銘板（合成樹脂製で、白地黒文字裏面彫刻とする。非常用は赤字とする。）
2. 用途銘板（合成樹脂製で、白地黒文字裏面彫刻とする。非常用は赤字とする。）
3. 受注者、製造者、完成年月銘板（合成樹脂製で、白地黒文字裏面彫刻とする。）

・ 取付け板の製作は、次による。
1. 木板の厚さは、15mm以上とする。
2. 合板を使用する場合は、加工場で寸法切り及びサンダ掛けを行う。
3. 堅木を使用する場合、木板の幅が20cm以上のものは、反り止め付きとする。

図面に記載がない場合は、【表－2】「機器標準取付高さ」による。

図面に記載がない場合は、【表－3】「接地極一覧表」による。
○居住並行改修

(1) 実施工程表、総合施工計画書は、工事着手に先立ち速やかに提出する。
(2) 工種別の施工計画書は、当該工事に先立ち速やかに提出し、品質計画に係る部分は監督職員の承諾を受けること。
(1) 本工事に使用する機材は、設計図書に定める品質及び性能の他、通常有すべき品質及び性能を有するものとする。
ただし、同等のものとする場合は、監督職員の承諾を受ける。
(2) 本工事に使用する機材のうち、外部機関が下記①～⑥の品質及び性能等を評価している機材は、その機関が発行する品質及び性能等が評価されたことを示す書面の写しを、監督職員に提出し承諾を受けることにより、その機材について評価された品質及び性能等の資料は、監督職員への提出を省略することができる。
① 品質及び性能に関する試験データが整備されていること。
② 生産施設及び品質の管理が適切に行われていること。
③ 安定的な供給が可能であること。
④ 法令等で定めがある場合は、その許可、認可、認定又は免許を取得していること。
⑤ 製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。
⑥ 販売、保守等の営業体制が整えられていること。
取外し再用機器は、原則として清掃及び絶縁抵抗測定を行った後取り付ける。
ただし、絶縁劣化等で使用に耐えない場合は、監督職員に報告する。

公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）8章2節8.2.4及び11節による。
確認試験は、
・ 性能確認試験（本） ・ 施工後確認試験（本）を確認強度 [kN]にて行う。
・ 施工上の適用（第1種、第2種）あと施工アンカー施工工法（※）による。
※（注）日本建築学会「建築工事技術要覧」による。
電線等が、防火区画又は防火上主要な開口部を貫通する場合は、防火状況について、貫通箇所の両面から写真撮影し、工事写真として提出する。
(1) EM-EEF は素外線による劣化を抑制する性能を持たせ、「タリガ」付 EM-EEF」と表記されたものを使用する。
(2) EM-UTP は JIS X 5150「構内情報配線システム」に準じ、絶縁材料及びシースに JIS規格による EMケーブルの耐燃性ポリエチレンを用いたもの。
(1) 露出するブルボックスの本体及びふたの仕上げは、メラミン焼付塗装とする。
(2) 露出するブルボックスのふたの止めねじは化粧ビスとする。
ブルボックス、ジョイントボックス及び機器を美観しないプレートには、用途を明示した略称をつける。
タンブラースイッチは適用形とする。
壁付コンセント（2P15A）は原則として適用形とする。ただし、2口の場合は様式を使用し良い。また（2P15A）以外はすべてキャップ付とする。
本工事の動力制御盤より別途電動機等への配線の接続は本工事とする。
○印を付けたものを提出する。
・ 提出書類等目録
○ 完成図 ○ 作成する 作成要領及び作成部数等については、監督員の指示による
○ 機器完成図（JWW及びPDF） ○ 完成写真 ○ 工事記録 ○ 打合せ簿、工事日誌、協議書
○ 機材の試験成績書 ○ 施工の試験成績書 ○ 社内試験成績書
○ 保全に関する説明書（取扱い説明書を含む） ○ 官公署提出書類等
○ 工事関係資料等引渡書 ・ 工具、予備品等
○ その他監督員指示によるもの又は特記によるもの
納入品（ ・ 予備品 ・ ハンドホールフック、ジャッキ ・ 壁の鍵 ）
長野県グリーン購入推進方針に基づく調達項目
<資材> ・ 照明制御システム ・ 変圧器 ・ （ ）
<建設機器> ・ 排出ガス対策型建設機器 ・ 低騒音型建設機器
保険等の各種措置及び電子納品については、別添「特記仕様書（共通事項）」による。
（長野県公式ホームページ（電子入札システム）に掲載される、当該入札公告の添付図書）

長野県住宅供給公社

部 長	課 長	調整幹	課長代理	係 長	係 員	担 当

JOB-NO	DATE	TITLE
	CORRECTION	

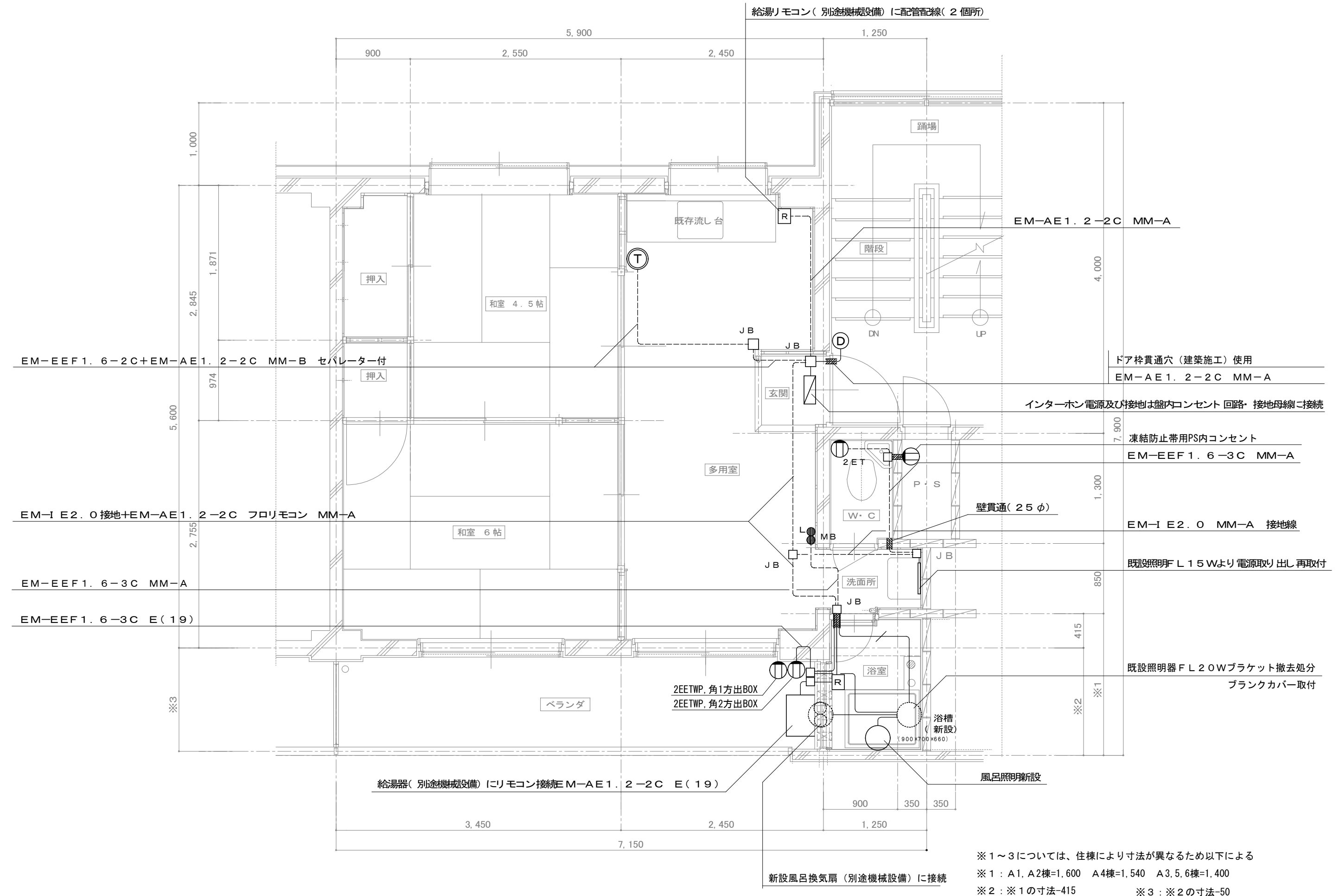
令和7年度 県営住宅（長野）若槻団地浴室等改修工事

PLAN-NAME	SCALE	PLAN-NO
電気設備工事特記仕様書（1）	A1：NON A3：NON	E－O 1

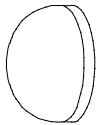
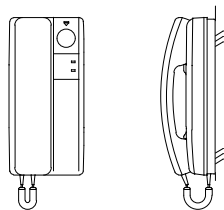
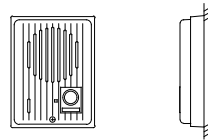
編		特 記 事 項	編	項 目	特 記 事 項	編	項 目	特 記 事 項			
電力設備工事	② 1. 電線保護物類 (1.2.6)～(1.2.9)	・ 形式等は、標準図第2編「電力設備工事」による。 ・ 接地端子座の形状等は、標準図第2編「電力設備工事」による。	電力設備工事	⑭ 共通事項 (2.1.1)(2.1.10)(2.1.11)	・ 屋外でケーブル相互の接続又は端末処理を行う場合は、被覆の伸縮対策を施す。 ・ 金属ダクトが防火区画等を貫通する場合は、標準図第2編「電力設備工事」による。 ・ 金属ダクト、バスダクト又はケーブルラックが防火区画された配線室等の内部の床を貫通する部分で延焼防止処置を要する場合は、標準図第2編「電力設備工事」による。 管路の建物外壁貫通部は、次による。 ※ 標準図第2編「電力設備工事」 ・ その他 ・ 横引き配管等の耐震支持は、標準図第2編「電力設備工事」による。 建築の構造体：・ 免震構造 ・ 制震構造 ・ その他 ・ 建物引込部の耐震処置を行う配管及び建物のエキスパンションジョイント部の配線は、標準図第2編「電力設備工事」による。 ・ 二重天井内の位置ボックスは、天井面（埋込み形器具の場合を除く。）に取付ける。	受変電設備工事	3 配電盤 (1.1.3)(1.1.4)	キャビネットの構成材は、（※ 鋼板 ・ ステンレス）とする。 ・ 制御回路等の配線は、次による。 1. 配線終端は、図面に特記がなければ無んだ接続とし、配線端には、配線番号及び端子記号を記入した絶縁性のマークバンドを取付ける。 2. 制御回路用の外部配線を接続する場合は、端子1台を設けるものとする。 また、外部との接続用の端子台は、壁1面につき5端子以上の余裕を持たせる。 積算計器は、（※ 検定付 ・ 無検定）とする。 ・ 文字記号は、標準図第1編「共通事項」による。	発電設備	5 (1.1.7.1)(1.1.7.2)(1.1.8)	燃料油は、（・ 軽油（号） ・ 重油（号））とする。 ・ 潤滑油ドレン用バルブを取付ける。 ・ 配管材料（ ）
	② 2. 照明器具 (1.4.1)(1.4.2)	・ 記号及び形式は、標準図第2編「電力設備工事」による。 ・ 1.5kgを超えるダウンライト形器具の構造は、標準図第2編「電力設備工事」による。 照明用ポールには、（※ 配線用遮断器 ・ カットアウトスイッチ）を設ける。		⑮ 合成樹脂管配線 (PF管、CP管) (2.3.3)	・ 管の切口は、電線等の被覆を損傷しないように平滑にする。 ・ 二重筋の上部と下筋部分及び管と金属管部分の交差は、踏みつけによる圧縮変形の影響をさけるため、上部と下筋の重なり部分よりずらして交差配管する。 ・ コンクリート内に配管する場合は、コンクリートのかぶり厚を30mm以上とする。		2. 高圧スイッチギア (1.2.2)(1.2.4)	スイッチギヤの形は、（・ CX形 ・ CW形 ・ PW形）とする。 ・ 導電部の定格電流（ A） ・ 導電部の定格短時間耐電流（ kA）		2. ガスエンジン発電装置 (1.2.5)(1.2.6.5)(1.2.7.1)	保安装置の外部用端子：・ 設ける ・ 設けない ・ 適用項目（ ） ・ 原動機の排気ガスに含まれる窒素酸化物の規制値（ 以下） 燃料ガス（天然ガス系都市ガス）は、（・ 13A ・ 12A）とする。
	3. 防災用照明器具 (1.5.1)	・ 形式等は、標準図第2編「電力設備工事」による。		16. バスダクト配線 (2.9.2)	3. 低圧スイッチギア (1.5.2)(1.5.4)		スイッチギヤの形は、（・ CX形 ・ CS形 ・ CW形 ・ FW形）とする。 ・ 導電部の定格電流（ A） ・ 導電部の定格短時間耐電流（ kA）	3. ガスタービン発電装置 (1.3.4.5)(1.3.5)		・ 運転時間（ 時間） ・ 排気ガスの排気規制値及び燃焼方式（ ） 潤滑油系の配管に設ける冷却器は、（※ 空冷式 ・ 水冷式）とする。 保安装置の外部用端子：・ 設ける ・ 設けない ・ 適用項目（ ） ・ 原動機の排気ガスに含まれる窒素酸化物の規制値（ 以下） 燃料油は、（・ 灯油（号） ・ 軽油（号） ・ 重油（号））とする。	
	④ 分電盤 (1.7.1)(1.7.2)(1.7.3)	種別は一一般形とし、次による。 ※ 標準図第2編「電力設備工事」 ・ その他（ ） ・ ガラスベースの寸法は、標準図第2編「電力設備工事」による。 キャビネットの構成材は、（※ 鋼板 ・ ステンレス）とする。 ・ 接地端子座の形状等は、標準図第2編「電力設備工事」による。 ・ 特に腐食等を考慮すべき場所に使用されるものについては、図示による。 積算計器は、（※ 検定付 ・ 無検定）とする。 ・ 低圧用SPDクラスⅠ（JIS C 5381-11「低圧サージ防護デバイス-第11部：低圧配電システムに接続する低圧サージ防護デバイスの要求性能及び試験方法」に規定するクラスⅠ試験によるもの）の性能：（ ） ・ 電力計測装置は、次による。 1. 計測回路数： 回 2. 集中監視部：信号回線数（ 回線）、信号種別（ ） 3. 集中監視部の外部出力端子（ ） 4. 変成器の定格電流： A 5. 表示器：※ 設ける ・ 設けない 住宅用分電盤に設ける、過電流警報装置の品質及び性能は、次による。 ※ 機材の品質・性能基準 ・ その他（ ） ・ ハンドル用の鍵は、総数の20%とし、最低3個とする。 ・ 補修塗料は、各色ごとに、100cc/個とする。		17. ケーブル配線 (2.10.1)	・ ケーブルラックは、容易に点検できる場所に施設する。 ・ ケーブルラックは強電用、弱電用は別々に取付ける。 やむを得ず共用する場合は、セパレータを設け、D種接地工事を施す。 ・ ケーブルは、造管材、ケーブルラック等に沿って敷設し、梁から梁等へ飛ばしてはならない。 やむを得ず飛ばして敷設する場合は、補助材を渡して固定するか又はメッセンジャワイヤを張り、これに固定する。 ・ ケーブルは、壁内等で、若干の余裕長を確保する。 ・ 高圧ケーブル端末処理部には、施工を担当した電気工事士の氏名、番号等を明記したカードを取付ける。 ちょう架配線は、次による。 ※ 標準図第2編「電力設備工事」 ・ その他（ ） ・ ケーブルを二重天井内に敷設する場合は、標準図第2編「電力設備工事」による。 配線室等において、ケーブル頂部を構造体に固定し、垂直につり下げて配線する垂直ケーブルは、次による。 ※ 標準図第2編「電力設備工事」 ・ その他（ ）		4. 高圧機器 (1.9.1)(1.9.3)	交流遮断器の操作方式は、（・ 手動ばね操作方式 ・ 電気操作方式）とする。 電気操作方式の場合は、（・ 電動ばね操作方式 ・ 電磁操作方式）とする。 高圧連相コンデンサの絶縁方式は、（・ 油入 ・ 乾式）とする。 乾式の場合は、（・ モールド ・ ガス入り）とする。 直列リアクトルは、（・ 油入 ・ モールド）とする。 ・ 直列リアクトルの最大許容電流（ %） ・ 避雷器は、動作表示が肉眼点検できるものであつて、かつ、特性要素の取替えが容易にできるものとする。 ・ 高圧負荷開閉器を引込込に設ける場合は、避雷器を内蔵する。		4. 太陽光発電装置 (1.7.1)	系統連系：・ あり ・ なし 自立運転：・ あり ・ なし ・ 太陽光発電装置において最大出力50kW以上の設備及び自家用電気工作物との連系をする場合は、電気主任技術者及び監督職員の立会いのもとに試験を実施する。 ・ 太陽電池アレイ公称出力（ kW） パワーコンディショナは、次による。 交流出力電圧：・ 100V ・ 200V 出力電気方式：・ 三相3線式 ・ 単相3線式 ・ 単相2線式 遠方監視用端子：・ 設ける ・ 設けない
5. 耐熱形分電盤 (1.8.1)	・ 形式は、標準図第2編「電力設備工事」による。	18. 地中配線 (2.12.3)(2.12.4)	マンホール及びハンドホールは、次による。 ※ 標準図第2編「電力設備工事」 ・ その他（ ） 管と建物との接続部は、次による。 ※ 標準図第2編「電力設備工事」 ・ その他（ ） ・ 架空配線からの引込みは、標準図第2編「電力設備工事」による。 地中配線の標準シート等（※ 設ける ・ 設けない） ・ 管路等の土かぶり厚は、図示による。 埋設線の敷設は、次による。 ※ 標準図第2編「電力設備工事」 ・ その他（ ）	5. 据付け (2.1.1)	・ キュービクル式配電盤等の基礎は、標準図第3編「受変電設備工事」による。	5. 風力発電装置 (1.8.1)(1.8.2)(1.8.3)	風力発電装置の定格出力：※ 20kW未満 ・ 20kWを超える（ ） 系統連系：・ あり ・ なし ・ 風車のスケール、材質、形状等（ ） 移動用の遠方監視用端子：・ 設ける ・ 設けない				
6. 開閉器箱 (1.11.1)	・ 形式は、標準図第2編「電力設備工事」による。	19. 接地 (2.13.14)	接地極埋設標は、次による。 ※ 標準図第2編「電力設備工事」 ・ その他（ ） ・ D種接地及びC種接地の表示は、特に監督職員の指示するもののみとする。	6. 受変電設備用附属品 (1.9.4)(1.9.6)(1.9.8)	・ 附属品の施設単位及び収納 1. 附属品は、原則として電気室単位とする。 ただし、蓄電池用附属品については、設備箇所単位とする。 2. 附属品を収納する適当な大きさの収納箱を設置する。 ・ 盤類の附属品 点検灯（LED照明（100V・100W電球相当、カバー付き）、コード（プラグ付き）約5m）を1個納入する。 なお、低圧配電盤が併設される場合は、公仕仕（電気編）第2編1.7.7「予備品等」による。 ・ 自家用電気室用附属品 自家用電気室用附属品は、以下のものとし、1以外は図面に特記されたものを備える。 ただし、低圧回路のみの場合は、7から10までは、不要とする 1. 指示板（記載内容は、監督職員の指示による。） (1) 連絡先板・・・・・・・・・・1枚（400×600mm）（概略寸法） (2) 操作説明板・・・・・・・・・・1枚（1,200×800mm）（概略寸法） (3) 系統図板（電気系統及び冷却水、燃料配管系統）・・各1枚（1,200×800mm）（概略寸法） (4) 自家用電気工作物表示板・・・・1枚（420×600mm）（概略寸法） 2. 消火器（電気火災及び油火災両用、標識とも） ただし、屋外に設置されたキュービクル式高圧受電設備で、建物に延焼のおそれがない場合は除く。 (1) 全出力500kW未満の変電及び発電設備 小型消火器（10形程度）・・・・・・・・・・2個以上 (2) 全出力500kW以上1,000kW未満の変電及び発電設備 大型消火器（10能力単位以上）・・・・・・・・・・2個以上 3. 低圧・高圧兼用検電器（音響、発光併用式） （低圧自家用の場合は、低圧用検電器）・・・・1個以上 4. 回路計（ケース、リード付き JIS C 1202「回路計」A級）・・・・・・・・1個 5. クランプメータ（抵抗測定用アダプタ付き）・・・・1個 標準測定範囲…電流（交流）0～300A、電圧（交流）0～600V 6. 絶縁抵抗計（100MΩ、ケース、リード付き） JIS C 1302「絶縁抵抗計」（電池式）・・・・・・・・1個 7. 短絡接地器具（5m）・・・・・・・・・・一式 8. 断路器又は気中開閉器操作用フック棒・・・・・・・・2本 ただし、屋外に設置されたキュービクル式高圧受電設備において屋外用とする場合は、図面に特記する。 9. 絶縁抵抗計（2,000MΩ、ケース、リード付き） JIS C 1302「絶縁抵抗計」（電池式）・・・・・・・・1個 10. 絶縁ゴムマット（6kV用・すべり止め付き）・・・・一式	7. ディーゼル発電設備、ガスエンジン発電設備、ガスタービン発電設備の据付け (2.1.6)(2.1.7.1)	・ 主燃料槽の据付けは、標準図第4編「発電設備工事」による。 燃料小出槽の据付けは、次による。 ※ 標準図第4編「発電設備工事」 ・ その他（ ）				
7. 制御盤 (1.12.1)(1.12.3)(1.12.6)	・ 形式等は、標準図第2編「電力設備工事」による。 キャビネットの構成材は、（※ 鋼板 ・ ステンレス）とする。 ・ 接地端子座の形状等は、標準図第2編「電力設備工事」による。 ・ 文字記号は、標準図第1編「共通事項」による。	20. 電灯設備 (2.14.1)(2.14.3)	屋内配線から分岐して照明器具に至る配線及び照明器具電源送り配線は、次による。 ※ 標準図第2編「電力設備工事」 ・ その他（ ） ・ 質量の大きいもの及び取付け方法の特殊なものは、あらかじめ取付け詳細図を監督員に提出し、協議する。 ・ 照明器具の背面形式は、標準図第2編「電力設備工事」による。 ダウンライト形器具の取付けは、次による。 ※ 標準図第2編「電力設備工事」 ・ その他（ ） ・ 取付け用ビスは、めつきたもの又はステンレス製とし、電線を損傷しないように最小必要長さとして使用する。 ・ 電気室等に設ける照明器具は、高圧配線及び配電盤等の直上とは避けて、保守点検が容易な場所に取付ける。 ・ 二重天井内に設ける位置ボックス内で屋内配線から分岐して埋込み形照明器具に至る配線は、金属製可とう電線管配線又はケーブル配線とする。 なお、二重天井内に断熱材が施されている場合には、ケーブルが断熱材に押さえつけられないように施工する。 ・ 共用部分に取付ける器具は、給湯器の排気筒等、熱及び湿気を排出する部分との隔断を十分にとる。 ・ 共用灯の取付け位置は、ランプ交換時等に危険のない場所を選定する。	7. 据付け (2.1.1)	・ キュービクル式配電盤等の基礎は、標準図第3編「受変電設備工事」による。	7. ディーゼル発電設備、ガスエンジン発電設備、ガスタービン発電設備の据付け (2.1.6)(2.1.7.1)	・ 主燃料槽の据付けは、標準図第4編「発電設備工事」による。 燃料小出槽の据付けは、次による。 ※ 標準図第4編「発電設備工事」 ・ その他（ ）				
8. 電気自動車用充電装置 (1.14.1)(1.14.3)(1.14.4)(1.14.7)(1.14.8)	※ 電気自動車用急速充電装置 ・ 電気自動車用普通充電装置 電気自動車用普通充電装置の定格電圧： V キャビネットの構成材は、（※ 鋼板 ・ ステンレス）とする。 電力変換装置の定格直流電圧： V ・ 文字記号は、標準図第1編「共通事項」による。 移動用の遠方監視用端子：・ 設ける ・ 設けない	21. 動力設備 (2.15.1)	・ 電動機への配線は、標準図第2編「電力設備工事」による。 電機種への配線は、次による。 ※ 標準図第2編「電力設備工事」 ・ その他（ ）	4. 電力貯蔵設備工事 (2.2.1)(2.2.7)	1. 直流電源装置 (2.1.7)	・ 文字記号は、標準図第1編「共通事項」による。	7. ディーゼル発電設備、ガスエンジン発電設備、ガスタービン発電設備の据付け (2.1.6)(2.1.7.1)	・ 主燃料槽の据付けは、標準図第4編「発電設備工事」による。 燃料小出槽の据付けは、次による。 ※ 標準図第4編「発電設備工事」 ・ その他（ ）			
9. 雷保護装置 (1.16.2)(1.16.3)(1.16.4)	突針の支持管は、次による。 ※ 標準図第2編「電力設備工事」 ・ その他（ ） 試験用接続端子箱の形式等は、次による。 ※ 標準図第2編「電力設備工事」 ・ その他（ ） 引下げ導線及び避雷導線の構造体への接続金物は、次による。 ※ 標準図第2編「電力設備工事」 ・ その他（ ）	22. 雷保護設備 (2.17.2)	突針支持管及び取付け金具の取付けは、次による。 ※ 標準図第2編「電力設備工事」 ・ その他（ ） 受雷部の構成部材相互及び引下げ導線の接続は、次による。 ※ 標準図第2編「電力設備工事」 ・ その他（ ） 引下げ導線と鉄骨及び鉄筋との接続等は、次による。 ※ 標準図第2編「電力設備工事」 ・ その他（ ） 鉄骨及び鉄筋との接続方法は、（※ ボルト接続 ・ 溶接）とする。 ・ 接地極の埋設は、標準図第2編「電力設備工事」による。	5. 発電設備	2. 交流無停電電源装置（UPS） (2.2.1)(2.2.7)	方式は、（・ 常時100％給電方式 ・ インバータ方式 ・ 常時商用給電方式）とする。 ・ 停電補償時間（ 時間）	7. ディーゼル発電設備、ガスエンジン発電設備、ガスタービン発電設備の据付け (2.1.6)(2.1.7.1)	・ 主燃料槽の据付けは、標準図第4編「発電設備工事」による。 燃料小出槽の据付けは、次による。 ※ 標準図第4編「発電設備工事」 ・ その他（ ） 燃料小出槽の構成材は、（※ 鋼板 ・ ステンレス）とする。 給油ボックスは、次による。 ※ 標準図第4編「発電設備工事」 ・ その他（ ） 給油ボックスの構成材は、（・ 鋼板 ※ ステンレス）とする。 ・ 原動機の排気ガスに含まれる窒素酸化物の規制値（ 以下） ・ 消音器は、次による。 1. 消音器は断熱材等で保護し、かつ、躯体と十分な距離隔断を確保して設置する。 2. 消音器と建物とを貫通する排気管は、耐熱性の伸縮継手と接続する。			
10. 接地 (1.17.1)(1.17.2)(1.17.3)(1.17.4)	・ 接地端子箱の形式等は、標準図第2編「電力設備工事」による。 接続銅板の形式等は、次による。 ※ 標準図第2編「電力設備工事」 ・ その他（ ） ・ 接地棒の形式等は、標準図第2編「電力設備工事」による。 接地極埋設標の形式等は、次による。 ※ 標準図第2編「電力設備工事」 ・ その他（ ）	23. 施工の立会い及び試験 (2.18.2)	接地抵抗の測定時期及び回数（ ） 照度測定は、原則として本工事範囲を全て行うものとするが、これにより難しい場合は、監督職員との協議による。	5. 発電設備	1. ディーゼル発電装置 (1.1.1)(1.1.4.2)(1.1.4.5)(1.1.5.3)	・ 運転時間（ 時間） ・ 排気ガスの排気規制値及び燃焼方式（ ） 保安装置の外部用端子：・ 設ける ・ 設けない ・ 適用項目（ ） ・ 補機附属装置等の適用機器等（ ） ・ 冷却水（ ） ・ 主燃料槽の寸法等は、標準図第4編「発電設備工事」による。 燃料小出槽は、次による。 ※ 標準図第4編「発電設備工事」 ・ その他（ ） 燃料小出槽の構成材は、（※ 鋼板 ・ ステンレス）とする。 給油ボックスは、次による。 ※ 標準図第4編「発電設備工事」 ・ その他（ ） 給油ボックスの構成材は、（・ 鋼板 ※ ステンレス）とする。 ・ 原動機の排気ガスに含まれる窒素酸化物の規制値（ 以下） ・ 消音器は、次による。 1. 消音器は断熱材等で保護し、かつ、躯体と十分な距離隔断を確保して設置する。 2. 消音器と建物とを貫通する排気管は、耐熱性の伸縮継手と接続する。	7. ディーゼル発電設備、ガスエンジン発電設備、ガスタービン発電設備の据付け (2.1.6)(2.1.7.1)	・ 主燃料槽の据付けは、標準図第4編「発電設備工事」による。 燃料小出槽の据付けは、次による。 ※ 標準図第4編「発電設備工事」 ・ その他（ ）			
11. 外線材料 (1.18.6)	マンホール、ハンドホール及び鉄ふたの形式等は、次による。 ※ 標準図第2編「電力設備工事」 ・ その他（ ） ブロックマンホール及びブロックハンドホールの荷重、土圧等の構造条件は、次による。 ※ 標準図第2編「電力設備工事」 ・ その他（ ） 埋設標は、次による。 ※ 標準図第2編「電力設備工事」 ・ その他（ ）										
⑬ 機材の試験 (1.19.1)	住宅用分電盤に設ける、過電流警報装置の試験は、次による。 ※ 機材の品質・性能基準 ・ その他（ ）										

	長野県住宅供給公社	部 長	課 長	調整幹	課長代理	係 長	係 員	担 当	JOB-NO	DATE	TITLE	PLAN-NAME	SCALE	PLAN-NO
										CORRECTION	令和7年度 県営住宅（長野）若槻団地浴室等改修工事	電気設備工事特記仕様書（2）	A1：NON A3：NON	E-02

編	項 目	特 記 事 項	編	項 目	特 記 事 項	【表－１】各工事の区分表										【表－２】機器標準取付け高さ																					
⑥ 通 信 ・ 情 報 設 備 工 事	1. 配線器具 (1.3.2) (1.3.3)	・ 光ファイバの接続に使用するコネクタ () ・ 同軸ケーブルの接続に使用するコネクタ ()	⑥ 通 信 ・ 情 報 設 備 工 事	15. 接地の施工 (2.12.2)	・ 接地を施す機器は、次表による。 <table><tr><th>接地を施す機器</th><th>接地抵抗値〔Ω〕</th><th>接地線の太さ〔mm〕</th></tr><tr><td>主端子盤及び保安装置を有する端子盤</td><td>100 以下</td><td>1.6 以上</td></tr><tr><td>ヘッドエンド、増幅器、電源供給器、保安器、メッセンジャワイヤ</td><td>100 以下</td><td>1.6 以上</td></tr><tr><td>拡声増幅器</td><td>100 以下</td><td>1.6 以上</td></tr></table> ・ 接地線は、強電の接地と共用してはならない。 ただし、建物内に設ける増幅器等の機器接地は、この限りではない。 ・ 主端子盤及び保安装置を収容する端子盤には、1.6mm以上の絶縁電線（鉄骨又は鉄筋に接続する場合は裸線）を用いて接地設備（100Ω以下）を施す。 ただし、建物の接地抵抗値が上表以下の場合は、交換機室用及び本配線盤用を除き、建物の鉄筋等に接続すればよい。この場合、配管等を通じて接続されていても差し支えない。	接地を施す機器	接地抵抗値〔Ω〕	接地線の太さ〔mm〕	主端子盤及び保安装置を有する端子盤	100 以下	1.6 以上	ヘッドエンド、増幅器、電源供給器、保安器、メッセンジャワイヤ	100 以下	1.6 以上	拡声増幅器	100 以下	1.6 以上	【表－１】各工事の区分表										【表－２】機器標準取付け高さ									
	接地を施す機器	接地抵抗値〔Ω〕		接地線の太さ〔mm〕																																	
	主端子盤及び保安装置を有する端子盤	100 以下		1.6 以上																																	
	ヘッドエンド、増幅器、電源供給器、保安器、メッセンジャワイヤ	100 以下		1.6 以上																																	
	拡声増幅器	100 以下		1.6 以上																																	
	2. 端子盤・機器収納ラック等 (1.4.2) (1.4.4) (1.4.5)	端子盤及び集合保安器箱の形式等は、次による。 ※ 標準図第5編「通信・情報設備工事」 ・ その他 () 屋内用キャビネットの構成材は、（※ 鋼板 ・ ステンレス）とする。 端子板は、次による。 ※ 標準図第5編「通信・情報設備工事」 ・ その他 () ・ 通信用SPDカテゴリD1の性能 ()		16. 構内交換設備 (2.14.2)	・ 機器の取付けは、次による。 1. 室内にアウトレットボックスを設ける場合は、プレートを取付ける。 ただし、プレートの材質は合成樹脂製とし、用途表示を行う。 2. 主端子盤、中間端子盤及び室内端子盤は、原則として床面から上端が2m以下、下端が0.2m以上となるように取付ける。 3. 端子盤への通信線用配管は、中央部を避けて箱の四隅に取付ける。	【表－１】各工事の区分表										【表－２】機器標準取付け高さ																					
	3. 構内情報通信網装置 (1.5.1)～(1.5.9)	・ 主要機器の種類、性能、定格、数量等は、図示による。		17. 誘導支援設備 (2.18.2)	・ 電気制御式宅配ボックス装置の据付けは、図示による。	【表－１】各工事の区分表										【表－２】機器標準取付け高さ																					
	4. 情報表示装置 (1.7.4.1)(1.7.4.2) (1.7.4.6)	・ 形式等は、標準図第5編「通信・情報設備工事」による。 観時計の時刻補正方式：・ GPS方式 ・ 標準電波方式 観時計の時刻同期装置：・ 設ける ・ 設けない ・ 太陽電池式ボール形屋外時計は、次による。 内照式時計の点灯時間及び不日照時の点灯保証日数 () 時刻補正方式：・ GPS方式 ・ 標準電波方式		18. テレビ共同受信設備 (2.19.2) (2.19.3)	アンテナマストの取付けは、次による。 ※ 標準図第5編「通信・情報設備工事」 ・ その他 () ・ 受信調査を行うチャンネル ()	【表－１】各工事の区分表										【表－２】機器標準取付け高さ																					
	5. 拡声装置 (1.9.1)(1.9.4)	・ 形式等は、標準図第5編「通信・情報設備工事」による。 FMアンテナの品質及び性能は、次による。 ※ 優良住宅部品（B.L部品） ・ 機材の品質・性能基準 ・ その他 ()		19. テレビ電波障害防除装置 (2.20.2)	・ 事前調査を行う箇所数 () ・ 事前調査を行うチャンネル ()	【表－１】各工事の区分表										【表－２】機器標準取付け高さ																					
	⑥ 誘導支援装置 (1.10.1) (1.10.4)	形式等は、次による。 ※ 標準図第5編「通信・情報設備工事」 ・ その他 () テレビインターホン（親機）で撮像範囲を調整する機能：・ あり ・ なし テレビインターホン（子機）で撮像範囲を調整する機能：・ あり ・ なし トイレ等呼出装置の通話機能：・ 設ける ・ 設けない 住宅情報壁装置の品質及び性能は、次による。 ※ 機材の品質・性能基準 ・ その他 () 電気制御式宅配ボックス装置の品質及び性能は、次による。 ※ 優良住宅部品（B.L部品） ・ 機材の品質・性能基準 ・ その他 ()		20. 駐車場管制設備 (2.22.2)	・ 検知器の間隔及び取付け高さは、図示による。	【表－１】各工事の区分表										【表－２】機器標準取付け高さ																					
(1.10.7) (1.10.11) (1.10.13)	※ 機材の品質・性能基準 ・ その他 () 電気制御式宅配ボックス装置の品質及び性能は、次による。 ※ 優良住宅部品（B.L部品） ・ 機材の品質・性能基準 ・ その他 ()	21. 施工の立会い及び試験 (2.28.2)	・ 構内情報通信網設備の試験数量は、図示による。	【表－１】各工事の区分表										【表－２】機器標準取付け高さ																							
(緊急通報装置)	緊急通報設備は、高齢者が安心して生活が送れるように側面からサポートし、入居者のプライバシーを損うことなく、暮らしや住まい、健康等を間接的又は自動的に管理を行う設備とし、構成機器は、図示による。			【表－１】各工事の区分表										【表－２】機器標準取付け高さ																							
7. テレビ共同受信装置 (1.11.1)(1.11.2)	・ 形式等は、標準図第5編「通信・情報設備工事」による。 テレビ機器の品質及び性能は、次による。 ※ 優良住宅部品（B.L部品） ・ 機材の品質・性能基準 ・ その他 ()	7 中 央 監 視 制 御 設 備 工 事	1. 共通事項 (1.1.1)	・ 信号の入出力条件は、標準図第6編「中央監視制御設備工事」による。	【表－１】各工事の区分表										【表－２】機器標準取付け高さ																						
2. 警報盤 (1.2.1)	・ 信号の伝送方式 ()		【表－１】各工事の区分表										【表－２】機器標準取付け高さ																								
3. 簡易形監視制御装置 (1.3.1)(1.3.2) (1.3.4)	・ 簡易監視制御装置の機能は、図示による。 ・ 監視操作装置の機器構成は、図示による。 ・ 帳票用印字装置 ()		【表－１】各工事の区分表										【表－２】機器標準取付け高さ																								
4. 監視制御装置 (1.4.1)(1.4.2) (1.4.4)	・ 監視制御装置の機能は、図示による。 ・ 監視操作装置の機器構成は、図示による。 ・ キャビネット () ・ 帳票用印字装置 ()		【表－１】各工事の区分表										【表－２】機器標準取付け高さ																								
8. テレビ電波障害防除装置 (1.12.1)(1.12.3)	・ 形式等は、標準図第5編「通信・情報設備工事」による。 屋外に設置する機器収容箱は、 （・ 合成樹脂製 ・ アルミダイキャスト製 ・ 鉄製製 ・ 鋼板製）とする。				【表－１】各工事の区分表										【表－２】機器標準取付け高さ																						
9. 監視カメラ装置 (1.13.1)～(1.13.5)	・ 主要機器の種類、性能、定格、数量等は、図示による。 ・ 機器収納ラックは、次による。 1. 前面扉は、かぎ付きとする。 2. 側面パネルは、容易に開放できない構造とする。				【表－１】各工事の区分表										【表－２】機器標準取付け高さ																						
10. 駐車場管制装置 (1.14.1)(1.14.2) (1.14.5)	・ 形式等は、標準図第5編「通信・情報設備工事」による。 ・ 制御部の機能 () 発行券：・ 磁気式 ・ ICカード式 ・ その他 ・ 発券方式 ()				【表－１】各工事の区分表										【表－２】機器標準取付け高さ																						
11. 自動火災報知装置 (1.16.4) (1.16.7)	・ 表示装置 () ・ スポット型感知器は、特記がなければ露出形とする。				【表－１】各工事の区分表										【表－２】機器標準取付け高さ																						
12. 非常警報装置 (1.18.1)	非常放送装置で緊急地震放送を行う機能：・ あり ・ なし				【表－１】各工事の区分表										【表－２】機器標準取付け高さ																						
⑬ 機材の試験 (1.21.1)	端子盤の性能試験は、次による。 ※ 公仕仕（電気編）第6編表1.21.1「端子盤の試験」 ・ その他 () FMアンテナの試験は、次による。 ※ 優良住宅部品（B.L部品） ・ 機材の品質・性能基準 ・ その他 () 住宅情報壁装置の試験は、次による。 ※ 機材の品質・性能基準 ・ その他 () 電気制御式宅配ボックス装置の試験は、次による。 ※ 優良住宅部品（B.L部品） ・ 機材の品質・性能基準 ・ その他 () テレビ機器の試験は、次による。 ※ 優良住宅部品（B.L部品） ・ 機材の品質・性能基準 ・ その他 ()				【表－１】各工事の区分表										【表－２】機器標準取付け高さ																						
14. 地中配線 (2.11.3)	地中配線の標準シート等（※ 設ける ・ 設けない）			【表－１】各工事の区分表										【表－２】機器標準取付け高さ																							



※1～3については、住棟により寸法が異なるため以下による
※1：A1, A2棟=1,600 A4棟=1,540 A3,5,6棟=1,400
※2：※1の寸法-415 ※3：※2の寸法-50

	風呂照明LED 14. 1W (20Wクラス)		セキュリティ付インターホン親機		玄関子機 (戸外表示器)																				
 乳白アクリル		 <table><tr><td>電源電圧</td><td>AC100V</td></tr><tr><td>形 状</td><td>壁掛形(セパレート1個用樹脂ボックス)</td></tr><tr><td>材 質</td><td>樹脂</td></tr><tr><td>警報機能</td><td>非常・非常用押釦 電源表示灯</td></tr><tr><td></td><td>来客チャイム・表示灯他</td></tr></table>		電源電圧	AC100V	形 状	壁掛形(セパレート1個用樹脂ボックス)	材 質	樹脂	警報機能	非常・非常用押釦 電源表示灯		来客チャイム・表示灯他	 <table><tr><td>形 状</td><td>露出形(JI S1 個用スイッチボックス)</td></tr><tr><td>材 質</td><td>樹脂</td></tr><tr><td>警報表示</td><td>呼出ボタン部点滅</td></tr><tr><td>備 考</td><td>戸外表示器型式は確認品</td></tr><tr><td></td><td></td></tr></table>		形 状	露出形(JI S1 個用スイッチボックス)	材 質	樹脂	警報表示	呼出ボタン部点滅	備 考	戸外表示器型式は確認品		
電源電圧	AC100V																								
形 状	壁掛形(セパレート1個用樹脂ボックス)																								
材 質	樹脂																								
警報機能	非常・非常用押釦 電源表示灯																								
	来客チャイム・表示灯他																								
形 状	露出形(JI S1 個用スイッチボックス)																								
材 質	樹脂																								
警報表示	呼出ボタン部点滅																								
備 考	戸外表示器型式は確認品																								

凡 例	
	EM-EFF1.6-2C 天井内配線
	EM-EFF1.6-3C 天井内配線
(MMA)	メタルモールA型・B型 露出配線
(MB)	メタルモール1ケ用 スwitchボックス
	1)ジャンクションボックス
	2)2個用スイッチボックス メタルモール
	埋込コンセント 2P15A × 2 接地端子付
	防水コンセント 2P15A × 3 接地端子付
	埋込スイッチ 1P15A MMφ'ガス付
	埋込スイッチ 1P4A MMφ'ガス付
	浴室用 バイブファン 電源コード直付
	接続パイプ100φ(別途機械設備ファン共)
	深型フード(SUS製・ギャラリ付)別途機械設備
㊦	警報表示付 玄関子機
㊦	警報表示付 親機 呼出し音量調整呼出し切替スイッチ付
	ジョイントボックス VE 102×44 カバープレート付
	既存コンセント 取外・取付を示す
	鋼製丸型露出ボックス1方出 (19)
配線器具プレートは、樹脂製とする	

機器参考図

機械設備工事特記仕様書

I 工事概要

1. 工事名称

令和7年度県営住宅（長野）若槻団地浴室等改修工事

2. 工事場所

長野市若槻団地

3. 建物概要

建物名称	構造	階数	延面積(m2)	消防法施行令別表第一	備考
県営住宅若槻団地	RC造	4階建			

4. 工事種目

○印を付けたものを適用する

建物別及び屋外工事種目	住宅	工事種別	屋外	備考
・衛生器具設備	一式			
○給水設備	○一式		一式	
・排水通気設備	一式		一式	
○給湯設備	○一式			
・消火設備	一式			
○ガス設備	○一式			
・暖冷房設備	一式			
・換気設備	一式			
・さく井設備	一式			
・浄化槽設備	一式			
・昇降機設備	一式			
・機械式駐車設備	一式			
・撤去工事	一式		一式	

5. 工期

令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日

6. 指定部分

※ なし ・あり（工期：令和 年 月 日）（対象部分： ）

7. 概成工期

※ なし ・あり（工期：令和 年 月 日）

8. 設備概要

（○印のついたものは、主要方式を示す）

方式及び種別	設備概要
○給水方式	・水道直結 ・増圧直結 ○加圧送水 ・高置タンク（ ・既存給水施設より供給）
○給水の種別	○上水 ・井水 ・雑用水（再利用水）
・排水方式	建物内の汚水及び雑排水 ・分流式 ・合流式 建物外の汚水及び雑排水 ・分流式 ・合流式 放流先 汚水 ・下水道直放流 ・浄化槽 雑排水 ・下水道直放流 ・浄化槽 ・その他
・給湯方式	・局所方式 ・中央方式
・消火設備種別	・屋内消火栓 ・連結送水管 ・屋外消火栓 ・スプリンクラー ・泡消火 ・二酸化炭素消火 ・連結散水 ・不活性ガス消火
○ガス設備種別	○都市ガス 種別（ ） 供給事業者： ・液化石油ガス
・暖冷房方式	共用部分 ・パッケージ方式 ・なし 専有部分 ・ルームエアコン ・なし（別途） ・住戸セントラル方式（ ・床暖房 ・浴室暖房）

II 工事仕様

1. 共通仕様

1）図面及び特記仕様に記載されていない事項は、すべて「公共住宅建設工事共通仕様書 機械編（最新版）」（以下、「公住仕 機械編」という。）によるほか、「公共建築設備工事標準図（機械設備工事編 最新版）国土交通省大臣官庁官庁営繕部」及び「機械設備工事監理指針（最新版）国土交通省大臣官庁官庁営繕部」による。
2）電気設備工事及び建築工事を本工事に含む場合は、それぞれの特記仕様書を適用する。

2. 特記仕様

1）項目は、番号に○印のついたものを適用する。
2）特記事項は、○印のついたものを適用する。○印のつかない場合は※印のついたものを適用する。○印と※印のついた場合は、共に適用する。
3）項目又は特記事項に記載の（ ）内の表示番号は、「公住仕 機械編」の該当項目を示す。
4）特記事項の「機材の品質・性能基準」は、「公共住宅建設工事機材の品質・性能基準（公共住宅事業者等連絡協議会）」を示す。

項目

① 一般事項

② 設計図書等の取り扱い
(1-1. 1. 1)
(1-1. 1. 6)

③ 工事実績情報
(CORINS)の登録
(1-1. 1. 4)

④ 施工管理体制に関する書類の提出
(1-1. 3. 1)

5. 施工条件
(1-1. 3. 3)

⑥ 他工事との取合い

7. 足場等

⑧ 電源周波数

⑨ 災害等発生時の安全確保
(1-1. 3. 7)

⑩ 環境への配慮
(1-1. 4. 1)

① 工事施工中に予期せぬ事態や疑義が生じた場合は、監督職員に報告の上、指示に従うこと。
② 工事受注者は、監督職員と随時打合せを行い、工程の確認・調整及び工事の円滑な進捗をはかること。
③ 本工事は工事請負契約約款に基き、施工する。
④ 設計図書相互に相違がある場合の優先順位は下記による。
1. 質問回答書及び追加説明書
2. 現場説明書
3. 特記仕様書
4. 図面
5. 公住仕 機械編（令和元年度版）
6. 公共住宅建設工事機材の品質・性能基準（令和元年度版）
7. JISその他公共規格およびこれに準ずる規格
疑義については、次による。
⑤ 本工事の設計図書に関する疑義は工事契約前に質疑応答書により確認するものとする。
⑥ 本工事中に生じた疑義は、工事前に質疑応答書に準ずる記録書として作成する。
⑦ 設計図書に明示がない事項でも、外観上、構造上、設備上、当然必要と認められるものは、監督職員の指示に従い請負金額の範囲内において施工するものとする。
※ 適用する（請負精算額が500万円以上の場合）
受注時、変更時及び工事完成時にあらかじめ監督職員の確認を受け、契約締結後及び工事完成後の10日以内に登録手続きを行い、工事カルテの受領書を、監督職員に提出すること。
・ 適用しない
建設業法に基づく施工管理体制台帳を作成した場合は、施工管理体制に関する以下の事項について監督職員に提出する。
1. 建設業法施工規則第14の2第1項に掲げる事項
2. 安全衛生責任者名、安全衛生推進者名及び雇用管理責任者
建築基準法に基づき定まる風圧力及び積雪荷重の算定には、次の条件を用いる。
・ 風圧力
風速（V₀= ）
地表面粗度区分（ ）
・ 積雪荷重
建設省告示第1455号における区域 別表（ ）
施工範囲 各工事の区分表による。
施工図 取り合い等が検討できる施工図を提出して監督職員の承諾を受ける。
・ 別契約の関係受注者が設置したものは無償で使用できる
・ 本工事で設置
枠組足場を設ける場合は、「手すり先行工法等に関するガイドライン（厚生労働省平成21年4月改訂）」によるものとし、二段手すり及び幅木の機能を有するものでなければならない。
・ 50Hz ○ 60Hz
工事の施工中に事故が発生した場合は、直ちに監督職員に通報するとともに、別に指示する「事故報告書」を監督職員に提出する。

項目

① 機材の品質等
(1-1. 4. 2)

⑫ 機材の品質・性能証明

⑬ 電気保安技術者
(1-1. 3. 2)

⑭ 火災保険等

⑮ 住宅瑕疵担保責任

⑯ 技能士の適用
(1-1. 5. 2)

⑰ 監督職員事務所
(2-4. 1. 1)

⑱ 工事用電力、水、その他

⑲ 工事用仮設物

20. 発生土処理
(2-4. 2. 1)

21. 埋戻し、盛土
(2-4. 2. 1)

22. 地中埋設標等

⑳ 発生材処理
(1-1. 3. 9)

㉑ 鋼管用伸縮管継手
(2-2. 2. 7. 1)

25. イキル'ソツンジョイント部
(2-2. 4. 1)

㉒ 異種管の接合
(2-2. 5. 18)

（1）本工事に使用する機材は、設計図書に定める品質及び性能の他、通常有すべき品質及び性能を有するものとする。
ただし、同等のものとする場合は、監督職員の承諾を受ける。
（2）本工事に使用する機材のうち、外部機関が下記①～⑥の品質及び性能等を評価している機材は、その機関が発行する品質及び性能等が評価されたことを示す書面の写しを、監督職員に提出し承諾を受けることにより、その機材について評価された品質及び性能等の資料は、監督職員への提出を省略することができる。
①品質及び性能に関する試験データが整備されていること。
②生産施設及び品質の管理が適切に行われていること。
③安定的な供給が可能であること。
④法令等で定めがある場合は、その許可、認可、認定又は免許を取得していること。
⑤製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。
⑥販売、保守等の営業体制が整えられていること。
本工事着手前に主要機材メーカーリスト及び機器製作図を提出し、監督職員の承諾を受ける。また、設備機材は、設計図書に定める品質及び性能を有することの証明資料又は外部機関等が発行する資料等の写しを監督職員に提出して承諾を受ける。
○ 適用する ・ 適用しない
工事目的物及び工事材料等について、次により保険に付す。
保険の種類 ※ 火災保険 ※ 建設工事保険
保険期間 ※ 工事着手から工事目的物の引き渡しまで
住宅瑕疵担保履行法に基づく保険の加入又は保証金の供託の義務付け
・あり（新築住宅の場合） ○なし（新築住宅以外の場合）
本工事は下記の職種別技能士（・1級○2級）を適用し、資格証の写しを監督職員に提出する。
○ 配管（配管工事） ・ 建築板金（ダクト製作及び取付け）
○ 熱絶縁施工（保温工事） ・ さく井（さく井工事）
・ 冷凍空調調和機器施工（空調調和機の振付及び調整）
※ 設けない（受注者事務所に打合せ会議室を確保する）
・ 設ける（規模 m程度 受注者事務所と同様 ・ 可 ・ 否）
備品（ ）
本工事に必要な工事用電力、水及び諸手続などの費用は、引渡しまで受注者の負担とする。
工事現場内に作ることが ※ できる ・ できない
※ 工事現場外搬出 ・ 工事現場内指示の場所に敷き均し
・ 工事現場内指示の場所にたい積
各工事種目で別に指定されたもの以外は下記による。
・ 根切り土の中の良質土（ただしヒューム管以外の管の周囲は山砂の類）
・ 山砂の類
地中埋設標 ・ 要（ ・ 屈曲点 ・ 図示による） ・ 不要
埋設表示テープ ・ 要（排水管を除く） ・ 不要
・ 引渡しを要するもの（ ・ 金属類 ・ 電線類）
・ 特別管理産業廃棄物（飛散性アスベスト類（アスベスト含有保温材他））
処理費用 ・ 別途 ・ 本工事
○ 再生資源化を図るもの（ ○ 金属類 ・ ）
・ 引渡しを要するもの以外は全て工事現場外搬出適切処理とする。
処理費用 ・ 別途 ○ 本工事 ・ 主体工事
※ ベローズ形 ・ スリーブ形
配管要領は、図示によるほか、公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）による。
接合要領は、図示によるほか、公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）による。

項目

27. 屋上配管
(2-2. 6. 1)

㉔ 吊り及び支持
(2-2. 6. 3)

㉕ 機器廻り配管

30. 基礎

① 耐震措置

32. 技術検査
(1-1. 6. 2)

33. 施工の検査等
(1-1. 5. 4)

㉖ 施工の立会い
(1-1. 5. 6)

35. 室内の空気中の化学物質濃度の測定
(1-1. 5. 8)

36. 総合試運転調整
(2-1. 3. 3)

① 工事写真

㉗ 完成図等
(1-1. 7. 1)
(1-1. 7. 2)

㉘ 完成写真

④ 保全に関する資料
(1-1. 7. 3)

④ 実施工程表・施工計画書

④ 官公署への手続き

④ 被害届等

④ 資材の保管

④ 文字入名札等

支持要領は、図示によるほか、公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）による。
施工要領は、図示によるほか、公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）による。
配管要領は、図示によるほか、公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）による。
機器の基礎は、図示によるほか、公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）による。
耐震措置の計算及び施工方法は、次に示す事項以外、すべて建築設備耐震設計・施工指針（独立行政法人建築研究所監修2014年版）による。
設計用水平震度

設置場所	機器種別	特定の施設		一般の施設	
		重要機器	一般機器	重要機器	一般機器
上階階、屋上及び塔屋	機器	2.0	1.5	1.5	1.0
	防振支持の機器	2.0	2.0	2.0	1.5
	水槽類	2.0	1.5	1.5	1.0
中層階	機器	1.5	1.0	1.0	0.6
	防振支持の機器	1.5	1.5	1.5	1.0
	水槽類	1.5	1.0	1.0	0.6
1階及び地下層	機器	1.0	0.6	0.6	0.4
	防振支持の機器	1.0	1.0	1.0	0.6
	水槽類	1.5	1.0	1.0	0.6

（1）本工事は（ ※ 一般の施設 ・ 特定の施設）を適用する。
（2）地域係数は（ ・ 1.0 ・ 0.9 ・ 0.8 ・ 0.7）とする。
（3）重要機器は次のものを示す。
・ 水槽類（ ・ 受水槽 ・ 高置水槽 ・ ）
・ 熱源機類（ ・ ）
・ 消火設備機器 ・ 排煙設備機器
監督職員による中間技術検査の実施回数 ※ 2回 ・ 1回
見本施工は、次による。ただし、他業者と調整が必要な場合は、監督職員と協議する。
「公住仕 設備編」に定めがあるもの以外で、次に示す事項については、監督職員の立会いを受ける。
・
・
ホルムアルデヒド及び揮発性有機化合物の測定
・ 要 ・ 不要
測定対象化学物質、測定方法、測定対象室及び箇所数は、監督職員の指示による。
※ 本工事において下記の項目の総合調整を行い報告書を提出する。 ・ 別途
・ 風量調整 ・ 水量調整 ・ 室内外空気の温湿度の測定
・ 室内気流及びじんあいの測定 ・ 騒音の測定
・ 飲料水の水质測定（水道法施行規則による水质検査）
・ 雑用水の水质測定
作成する ・ 作成しない

分類	サイズ	撮影箇所数	部数	提出様式
※カラー	○ L程度 ・ 2L程度 ・ 六切程度	・ 箇所	※ 1部 ・ 部	○ 工事用アルバM4版 ・ フリーアルバM

「公住仕 機械編」に定める保全に関する資料を（ ※ 2部 ・ 部）提出する。
保守指導書（共用部分）の提出 ※ 要 ・ 不要
※住戸の保全に関する説明書及び取扱説明書は住戸毎に1部追加し提出する。
実施工程表及び施工計画書は、工事着手に先立ち速やかに提出する。
工事に必要な官公署などの手続きは、請負者が代行し速やかに行う。
暴力団関係者から工事妨害による被害を受けた場合は、被害届けを速やかに警察に提出すること。
資材の保管
資材の保管は必ず屋根をかけ地上30cm以上の架台に乗せる。
営繕共通仕様書第1編 1. 7. 2によるほか、バルブ類等は必要に応じて合成樹脂製名札をステンレス線等で取付ける。

長野県住宅供給公社

部 長 課 長 調整幹 課長代理

係 長 係 員 担 当

JOB-NO

DATE

CORRECTION

TITLE

令和7年度 県営住宅（長野）若槻団地浴室等改修工事

PLAN-NAME

機械設備工事 特記仕様書（1）

SCALE

A1：NON
A3：NON

PLAN-NO

M－01

項目		特記事項		項目		特記事項		項目		特記事項		項目		特記事項																																																
一般共通事項	②① 取扱説明板	機器等の取り扱い方法及び重要な定期点検項目等を書いた取扱説明板（アクリル樹脂製、文字彫込み程度）を設ける。		給水設備	7. 埋設・開閉用ハンドル	本工事に ※ 含む（水道事業者管理用は除く） ・ 含まない		給湯設備	1. 配管材料（2-2.1.2.5）	一般配管 ・ 耐熱性ライニング鋼管 ・ ステンレス鋼管（ ・ 鋼管 ・ 被覆鋼管 ・ 保温付被覆鋼管		換気設備	1. ダクト材料	台所 ・ 鉄板スパイラルダクト ・ ステンレスダクト 浴室、洗面所、便所（住戸内） ・ 鉄板スパイラルダクト ・ ステンレスダクト ・ 硬質ポリ塩化ビニル管（ ・ VP ・ RF-VP ・ 2管路） ・ 換気用耐火二層管（ ・ 単管路 ・ 2管路） 共用部 ・ 鉄板スパイラルダクト ・ ステンレスダクト																																																
	②⑨ 工事用仮設物	構内に作ることが ※ できる ・ できない			8. 水道加入金等	水道加入金 ・ 要（ ・ 本工事 ・ 別途） ・ 不要（ ・ その他（ ）			② 弁類	※ JIS又はJV 5K ・ JIS又はJV10K ステンレス鋼管に取り付ける弁類は、ステンレス製とする。			2. 長方形ダクトの区分	・ アングルフランジ工法 ・ コーナーボルト工法（ ・ 共板 ・ スライド）																																																
	③⑨ 配管勾配	給水、給湯、消火、冷温水、冷却水管は、図示による水抜きが確実にできるよう水抜き位置に向かって下り勾配とする。			9. ステンレス管の接合方法	呼び径75Su以上 ・ ハウジング形管継手接合 ・ フランジ接合 ・ 溶接接合 呼び径60Su以下は共通仕様書（SAS322を満足した継手による接合）による。			3. ステンレス管の接合方法	呼び径75Su以上 ・ ハウジング形管継手接合 ・ フランジ接合 ・ 溶接接合 呼び径60Su以下は共通仕様書（SAS322を満足した継手による接合）による。			3. ダンパーの固定方法（3-2.3.3）	図示によるほか、公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）による。																																																
	④⑨ 貫通部の処理	公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）によるほか、充填箇所はシーリング材によりシーリングする。 基礎・土間部分の貫通箇所は、防蟻コーキング処理を行う。（建築工事）			10. 保温	<table><thead><tr><th>施工箇所</th><th colspan="2">保温の種類</th></tr></thead><tbody><tr><td>屋内露出</td><td>・ ロックウール ・ グラスウール</td><td>・ ポリスチレンフォーム</td></tr><tr><td>機械室、メーター室内 階下のあるトレンチ内</td><td>・ ロックウール ・ グラスウール</td><td>・ ポリスチレンフォーム ・ ポリエチレンフォーム</td></tr><tr><td>天井内 パイプシャフト内</td><td>・ ロックウール ・ グラスウール</td><td>・ ポリスチレンフォーム ・ ポリエチレンフォーム</td></tr><tr><td>階下のないトレンチ内</td><td>・ ポリスチレンフォーム ・ ポリエチレンフォーム</td><td>・ なし</td></tr><tr><td>屋外露出</td><td>・ ポリスチレンフォーム ・ ポリエチレンフォーム</td><td></td></tr></tbody></table>			施工箇所	保温の種類			屋内露出	・ ロックウール ・ グラスウール	・ ポリスチレンフォーム	機械室、メーター室内 階下のあるトレンチ内	・ ロックウール ・ グラスウール	・ ポリスチレンフォーム ・ ポリエチレンフォーム	天井内 パイプシャフト内	・ ロックウール ・ グラスウール	・ ポリスチレンフォーム ・ ポリエチレンフォーム	階下のないトレンチ内	・ ポリスチレンフォーム ・ ポリエチレンフォーム	・ なし	屋外露出	・ ポリスチレンフォーム ・ ポリエチレンフォーム		4. 保温（2-3.1.5）	<table><thead><tr><th>施工箇所</th><th colspan="2">保温の種類</th></tr></thead><tbody><tr><td>屋内露出</td><td>・ ロックウール</td><td>・ グラスウール</td></tr><tr><td>機械室、メーター室内 階下のあるトレンチ内</td><td>・ ロックウール</td><td>・ グラスウール</td></tr><tr><td>天井内 パイプシャフト内</td><td>・ ロックウール</td><td>・ グラスウール</td></tr><tr><td>階下のないトレンチ内</td><td>・ ロックウール</td><td>・ グラスウール</td></tr><tr><td>屋外露出</td><td>・ ロックウール</td><td>・ グラスウール</td></tr></tbody></table>		施工箇所	保温の種類		屋内露出	・ ロックウール	・ グラスウール	機械室、メーター室内 階下のあるトレンチ内	・ ロックウール	・ グラスウール	天井内 パイプシャフト内	・ ロックウール	・ グラスウール	階下のないトレンチ内	・ ロックウール	・ グラスウール	屋外露出	・ ロックウール	・ グラスウール	4. 機材の品質等（1-1.4.2）	機材の品質及び性能の適用は、次による。 換気扇類及び換気口等 ※ 優良住宅部品（BL部品） （換気ユニット） ・ 機材の品質・性能基準 ・ その他（ ）												
	施工箇所	保温の種類																																																												
	屋内露出	・ ロックウール ・ グラスウール	・ ポリスチレンフォーム																																																											
機械室、メーター室内 階下のあるトレンチ内	・ ロックウール ・ グラスウール	・ ポリスチレンフォーム ・ ポリエチレンフォーム																																																												
天井内 パイプシャフト内	・ ロックウール ・ グラスウール	・ ポリスチレンフォーム ・ ポリエチレンフォーム																																																												
階下のないトレンチ内	・ ポリスチレンフォーム ・ ポリエチレンフォーム	・ なし																																																												
屋外露出	・ ポリスチレンフォーム ・ ポリエチレンフォーム																																																													
施工箇所	保温の種類																																																													
屋内露出	・ ロックウール	・ グラスウール																																																												
機械室、メーター室内 階下のあるトレンチ内	・ ロックウール	・ グラスウール																																																												
天井内 パイプシャフト内	・ ロックウール	・ グラスウール																																																												
階下のないトレンチ内	・ ロックウール	・ グラスウール																																																												
屋外露出	・ ロックウール	・ グラスウール																																																												
④⑨ はつり	既存のコンクリート床及び壁の配管貫通部の穴明けは原則としてダイヤモンドカッターによる。		11. 建物導入部配管（2-2.4.1）	不等沈下のおそれがある場合は、公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）によるフレキシブルジョイントを使用した方法で施工する。		5. 機材の品質等（1-1.4.2）	機材の品質及び性能の適用は、次による。 給湯器ユニット（ガス給湯機） ※ 優良住宅部品（BL部品） ・ 機材の品質・性能基準 ・ その他（ ） 電気温水器（電気給湯機） ※ 優良住宅部品（BL部品） ・ 機材の品質・性能基準 ・ その他（ ） ヒートポンプ給湯機（電気給湯機） ※ 優良住宅部品（BL部品） ・ 機材の品質・性能基準 ・ その他（ ） 太陽熱利用システム ※ 優良住宅部品（BL部品） ・ 機材の品質・性能基準 ・ その他（ ） 家庭用燃料電池コージェネレーションシステム ※ 優良住宅部品（BL部品） ・ 機材の品質・性能基準 ・ その他（ ）		5. 衛生器具設備	1. 大便器洗浄弁（5-1.1.8）	※ 洗浄タンク方式 ・ 洗浄弁方式（ ・ 電気開閉式 ・ 手動式）																																																			
④⑨ 試験	（1）各種配管の試験は、新設配管に適用する。 （2）新設配管は、既設配管の接続前に試験を行う。		12. 機材の品質等（1-1.4.2）	機材の品質及び性能の適用は、次による。 給水ポンプシステム ※ 優良住宅部品（BL部品） ・ 機材の品質・性能基準 ・ その他（ ） さや管ヘッダー配管システム ※ 優良住宅部品（BL部品） ・ 機材の品質・性能基準 ・ その他（ ） 水 槽 ※ 機材の品質・性能基準 ・ その他（ ）		① 配管材料	一般 ※ ガス事業者の規定による ・ 配管用炭素鋼鋼管（白） 地中埋設部 ※ ガス事業者の規定による ・ ポリエチレン管		2. 小便器自動洗浄（5-1.1.2）	電気開閉式（ ・ 小便器一体型 ・ 分離型）																																																				
給水設備	1. 量水器	親メーター ※ 貸与 ・ 買取（隔測メーター ・ 有 ・ 無） 子メーター ・ 貸与 ※ 買取（隔測メーター ・ 有 ・ 無） 各戸メーター ・ 貸与 ・ 買取（隔測メーター ・ 有 ・ 無）		⑬ 給水勾配	排水設備	1. 配管材料（2-2.1.2.6）	屋内汚水管（共用部分） ・ 排水用塩ビライニング鋼管 ・ コーティング鋼管 ・ ビニル管（ ・ VP ・ RF-VP） ・ 耐火二層管 ・ 耐火ビニル管（FS-VP） 屋内雑排水管（共用部分） ・ 排水用塩ビライニング鋼管 ・ コーティング鋼管 ・ ビニル管（ ・ VP ・ RF-VP） ・ 耐火二層管 ・ 耐火ビニル管（FS-VP） 屋内汚水管（専有部分） ・ 排水用塩ビライニング鋼管 ・ コーティング鋼管 ・ ビニル管（ ・ VP ・ RF-VP） ・ 耐火二層管 ・ 耐火ビニル管（FS-VP） 屋内雑排水管（専有部分） ・ 排水用塩ビライニング鋼管 ・ コーティング鋼管 ・ ビニル管（ ・ VP ・ RF-VP） ・ 耐火二層管 ・ 耐火ビニル管（FS-VP） 通気管 ・ 配管用炭素鋼鋼管（白） ・ ビニル管（ ・ VP ・ RF-VP） ・ 耐火二層管 ・ 耐火ビニル管（FS-VP） 屋外地中管 ・ ビニル管（ ・ VP ・ RF-VP） ・ ビニル管（VU）		ガス設備	① 配管材料	一般 ※ ガス事業者の規定による ・ 配管用炭素鋼鋼管（白） 地中埋設部 ※ ガス事業者の規定による ・ ポリエチレン管		建設副産物の処理等	① 産業廃棄物の取扱い	① 複数のコンテナを設ける等、廃棄物の種類別に徹底した分別を行うこと。 ② 産業廃棄物を委託処理する場合は、収集運搬業者及び処分業者とそれぞれ委託契約をすること。 ③ 委託契約書の書式は、（社）日本建設業団体連合会以下9団体により共同作成された「建設廃棄物処理委託基本契約書」によること。 ④ 産業廃棄物管理票（マニフェスト）に必要な事項を記入し、運搬車両ごとに廃棄物とともに収集運搬業者に渡すこと。 ⑤ マニフェスト（A、B2、D、E）はその都度又は処分終了後10日以内に																																															
	2. 量水器樹	・ 水道事業者指定品（ ・ 貸与 ・ 買取）				2. 排水樹（5-1.8.1）	図示によるほか、公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）による。			② 都市ガス	各戸ガスメーター ※ ガス事業者設置 引込負担金 ① 不要 ・ 要（ ・ 別途工事 ・ 本工事）			7. 洗面化粧ユニット	付属品の排水管及びトラップの材質 ※ 樹脂製 ・ 金属製																																															
	3. 配管材料（2-2.1.2.5）	一般配管 ・ 塩ビライニング鋼管（ ・ VA ・ VB） ・ ポリ粉体ライニング鋼管（ ・ VA ・ VB） ・ ステンレス鋼管（ ） ・ ビニル管（ ・ VP ・ HIVP） ・ 地中埋設配管 ・ 塩ビライニング鋼管（VD） ・ ポリ粉体ライニング鋼管（PD） ・ ステンレス鋼管（ ） ・ ビニル管（ ・ VP ・ HIVP ・ ） ・ ポリエチレン管（ ・ 融着 ・ メカニカル） ・ 住戸内配管 ・ 架橋ポリエチレン管（ ・ 融着 ・ メカニカル） ・ ポリブテン管（ ・ 融着 ・ メカニカル） ・ 金属強化ポリエチレン管 ・ ④ 弁類				水道直結部分 ※ JIS又はJV10K ・ 水道事業者の規定による（ K） その他の部分 ※ JIS又はJV10K ・ JIS又はJV5K 屋外埋設弁（呼び径75A以上） ・ 水道用仕切弁 ・ 水道用ダクトail鉄鋳仕切弁 ・ 水道用ソフトシール仕切弁 ・ 水道用合成樹脂製ソフトシール仕切弁 ステンレス鋼管に取り付ける弁類は、ステンレス製とする。		3. 掃除口		横主管の掃除口は10m以内毎に設置する。		3. 液化石油ガス		各戸ガスメーター ※ ガス事業者設置 ガスボンベ ※ 貸与 ・ 買取 集合装置及び配管要領は、図示によるほか、公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）による。		8. 機材の品質等（1-1.4.2）	機材の品質及び性能の適用は、次による。 便 器 ※ 優良住宅部品（BL部品） ・ 機材の品質・性能基準 ・ その他（ ） 洗面化粧ユニット ※ 優良住宅部品（BL部品） ・ 機材の品質・性能基準 ・ その他（ ） 洗濯機用防水パン ※ 優良住宅部品（BL部品） ・ 機材の品質・性能基準 ・ その他（ ） 浴 槽 ※ 優良住宅部品（BL部品） ・ 機材の品質・性能基準 ・ その他（ ）																																													
	⑤ 水栓類	屋内（ ※ 一般水栓 ・ 耐寒水栓） 泡沫式とする箇所（ ） 屋外（ ※ 耐寒水栓 ・ 一般水栓） 耐寒水栓はJWWAの認証品とする				4. 放流負担金等	放流負担金 ・ 要（ ・ 本工事 ・ 別途） ・ 不要（ ・ その他（ ）			4. ガス漏れ警報器	図示による（ ・ 分離形 ・ 一体形） ・ 別途工事 外部出力端子 ・ 有 ・ 無			8. 機材の品質等（1-1.4.2）	機材の品質及び性能の適用は、次による。 住戸セントラル暖房方式 ※ 優良住宅部品（BL部品） （暖・冷房システム） ・ 機材の品質・性能基準		② 再生資源の利用促進	2 再生資源の利用促進 返送を受け、照合・確認のうえ、5年間保存すること。 1 再生資源利用促進計画 計画と実施を提出すること。 2 再生資源利用計画 計画と実施を提出すること。 3 「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」による届出を行うこと。																																												
	6. 埋設深さ	一般敷地内（ ※ 300mm以上 ・ mm以上） 敷地内車道（ ※ 600mm以上 ・ mm以上） 公道部分（ ※ 水道事業者及び道路管理者の規定による）				5. 保温（2-3.1.5）	<table><thead><tr><th>施工箇所</th><th colspan="2">保温の種類</th></tr></thead><tbody><tr><td>屋内露出</td><td>・ ロックウール ・ グラスウール</td><td>・ ポリスチレンフォーム</td></tr><tr><td>機械室 階下のあるトレンチ内</td><td>・ ロックウール ・ グラスウール</td><td>・ ポリスチレンフォーム ・ ポリエチレンフォーム</td></tr><tr><td>天井内 パイプシャフト内</td><td>・ ロックウール ・ グラスウール</td><td>・ ポリスチレンフォーム ・ ポリエチレンフォーム</td></tr></tbody></table>			施工箇所	保温の種類			屋内露出	・ ロックウール ・ グラスウール	・ ポリスチレンフォーム	機械室 階下のあるトレンチ内	・ ロックウール ・ グラスウール	・ ポリスチレンフォーム ・ ポリエチレンフォーム	天井内 パイプシャフト内	・ ロックウール ・ グラスウール	・ ポリスチレンフォーム ・ ポリエチレンフォーム	5. 暖冷房設備	1. 設計温湿度条件	<table><thead><tr><th rowspan="3"></th><th colspan="2">外 気</th><th colspan="4">屋内（調整目標値）</th></tr><tr><th colspan="2">一 般</th><th colspan="2">一 般</th><th colspan="2">一 般</th></tr><tr><th>温度(DB)</th><th>湿度(RH)</th><th>温度(DB)</th><th>湿度(RH)</th><th>温度(DB)</th><th>湿度(RH)</th></tr></thead><tbody><tr><td>夏期</td><td>℃</td><td>%</td><td>℃</td><td>%</td><td>℃</td><td>%</td></tr><tr><td>冬期</td><td>℃</td><td>%</td><td>℃</td><td>%</td><td>℃</td><td>%</td></tr></tbody></table> 2. 長方形ダクトの区分 3. 配管材料（2-2.1.2.4）（2-2.1.2.5） 冷媒配管 ・ 鋼管 ・ 保温化粧ケース（ ・ 有 ・ 無） ・ 断熱材被覆鋼管 住戸内配管（温水域暖房） ・ 架橋ポリエチレン管（ ・ 融着 ・ メカニカル） ・ ポリブテン管（ ・ 融着 ・ メカニカル） ・ 暖房用架橋ポリエチレン管（ ・ 融着 ・ メカニカル） ・ 金属強化ポリエチレン管			外 気		屋内（調整目標値）				一 般		一 般		一 般		温度(DB)	湿度(RH)	温度(DB)	湿度(RH)	温度(DB)	湿度(RH)	夏期	℃	%	℃	%	℃	%	冬期	℃	%	℃	%	℃	%	② 施工体制台帳	施工体制台帳（下請契約台帳、再下請契約届出書及び施工体系図）を整備し、監督員の指示があった場合は速やかに閲覧に供すること。	
	施工箇所	保温の種類																																																												
屋内露出	・ ロックウール ・ グラスウール	・ ポリスチレンフォーム																																																												
機械室 階下のあるトレンチ内	・ ロックウール ・ グラスウール	・ ポリスチレンフォーム ・ ポリエチレンフォーム																																																												
天井内 パイプシャフト内	・ ロックウール ・ グラスウール	・ ポリスチレンフォーム ・ ポリエチレンフォーム																																																												
	外 気		屋内（調整目標値）																																																											
	一 般		一 般		一 般																																																									
	温度(DB)	湿度(RH)	温度(DB)	湿度(RH)	温度(DB)	湿度(RH)																																																								
夏期	℃	%	℃	%	℃	%																																																								
冬期	℃	%	℃	%	℃	%																																																								
												③ 定期報告	工事しゅん工後3ヶ月、12ヶ月に点検をして、その結果を書面で建築住宅課長あてに報告する。																																																	
													4. その他	当工事は「長野県公共事業等環境配慮制度」の適用工事とする。 当工事は「建設部公共事業環境配慮指針」の適用工事とする。																																																



長野県住宅供給公社

部 長

課 長

調整幹 課長代理

係 長

係 員

担 当

JOB-NO

DATE

CORRECTION

TITLE

令和7年度 県営住宅（長野）若槻団地浴室等改修工事

PLAN-NAME

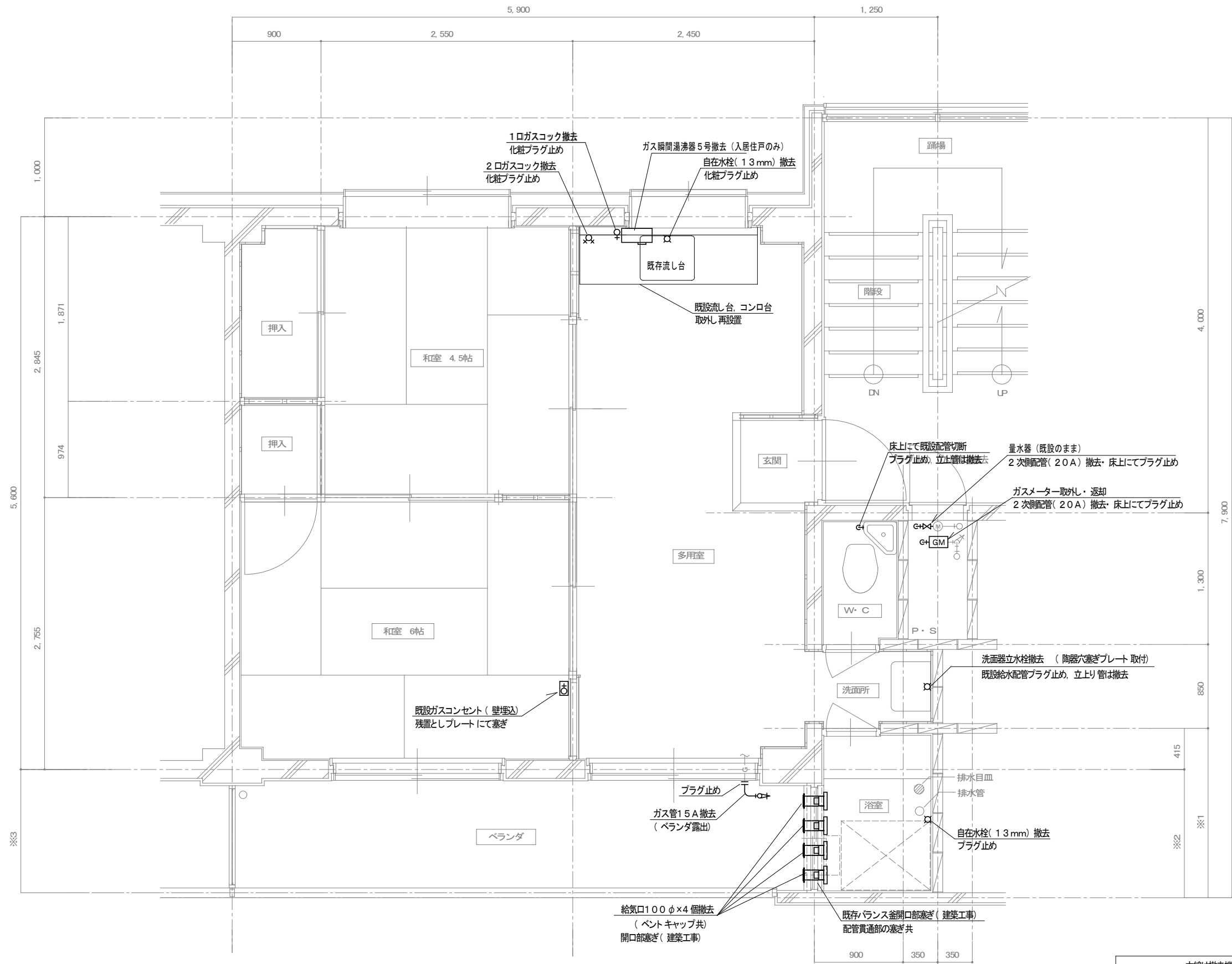
機械設備工事 特記仕様書（2）

SCALE

A1：NON
A3：NON

PLAN-NO

M-02



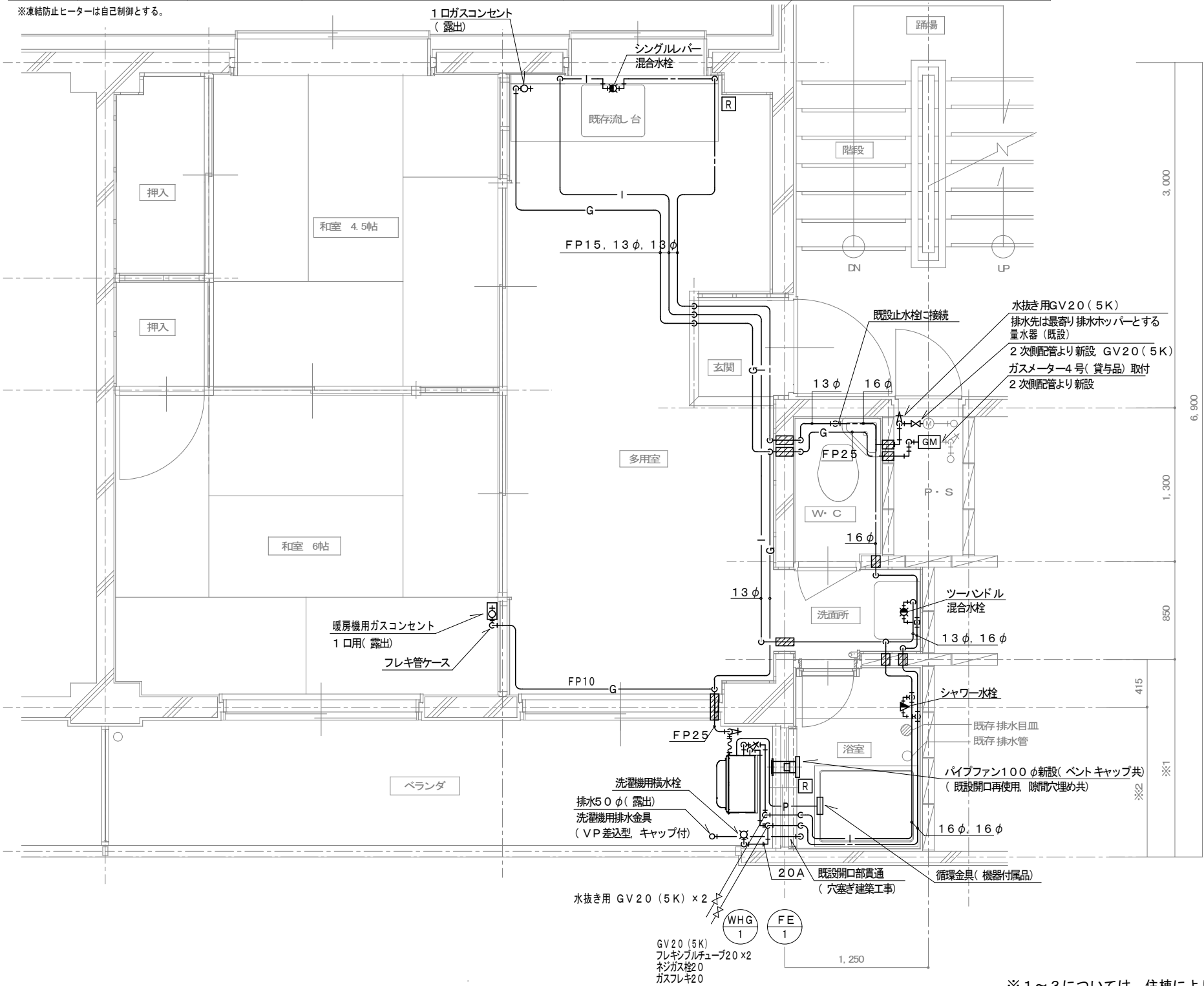
※1～3については、住棟により寸法が異なるため以下による
※1：A1, A2棟=1,600 A4棟=1,540 A3,5,6棟=1,400
※2：※1の寸法-415 ※3：※2の寸法-50

太線は撤去機器類・配管類及びダクト類を示す。
細線は既設機器類及び配管類を示す。

※ガスコンロ台、流し台上の不要な既設露出ガス配管は撤去とする。

凡例				
記 号	名 称	施 工 場 所	使 用 管 材	保温仕様及びほか特記事項
――	給水管（上水）	量水器廻り（PS内）	塩ビライニング鋼管（SGP-V A）	PS内：凍結防止ヒーター巻込み+ポリエチレンフォームライトカバー10mm（凍結防止ヒーター対応形）
		給湯器廻り（屋外）	塩ビライニング鋼管（SGP-V A）	屋外：凍結防止ヒーター巻込み+GW+SUSラッキング
		上記以外	水道用架橋ポリエチレン管 JIS H 6787 水道用ポリブデン管 JIS G 6792	屋内露出：樹脂管付帯ポリエチレン保温材5mm+樹脂管用化粧カバー 上記以外隠蔽部：樹脂管付帯ポリエチレン保温材5mm
―― I――	給湯管	給湯器廻り（屋外）	耐熱性塩ビライニング鋼管（SGP-HVA）	屋外：凍結防止ヒーター巻込み+ポリエチレンフォームライトカバー10mm（凍結防止ヒーター対応形）
		上記以外	水道用架橋ポリエチレン管 JIS H 6787 水道用ポリブデン管 JIS G 6792	屋内露出：樹脂管付帯ポリエチレン保温材5mm+樹脂管用化粧カバー 上記以外隠蔽部：樹脂管付帯ポリエチレン保温材5mm
―― P――	追炊き用循環ペアチューブ	屋内一般	追炊き用保温付き循環ペア配管（樹脂管）	
――	排水管	屋内一般	硬質ポリ塩化ビニル管（VP） JIS K 6741	
―― G――	ガス管（都市ガス）	屋内一般	ガス供給者規定による	

※凍結防止ヒーターは自己制御とする。



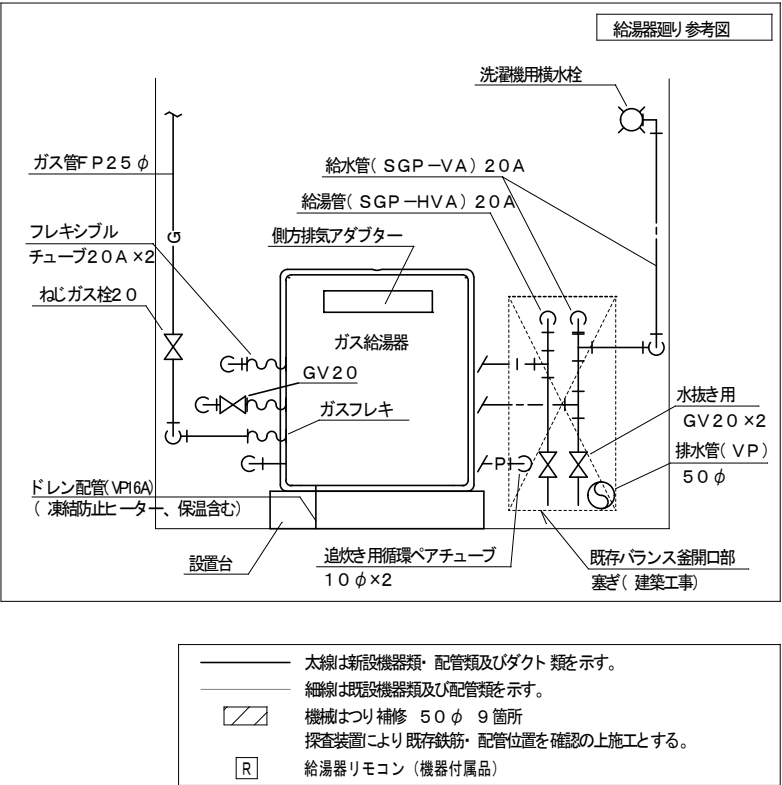
※1～3については、住棟により寸法が異なるため以下による
※1：A1, A2棟=1,600 A4棟=1,540 A3,5,6棟=1,400
※2：※1の寸法-415 ※3：※2の寸法-50

新設機器表				
記 号	名 称	仕 様		台数
FE-1	パイプファン	型式：角型形格子グリル、浴室用		1
		風量：120m3／h×5Pa 電気容量：1φ100V4.7W		
		付属品：平型ベントキャップ（SUS製、ガラリ付）		
		接続パイプスリーブ100φ（既存開口穴活用）		
WHG-1	高効率 ガス暖房給湯器	型式：屋外床置型 追炊機能付き（オート型） 20号 13A		1
		潜熱回収型		
		付属品：配管カバー、側方排気アダプター、台所リモコン、浴室リモコン		
		リモコンケーブル（10m）×2、循環金具、設置台×2		
		追炊き用保温付き循環ペア配管（φ10×2）2m、他標準付属品		
		告示第1447号に基づき固定する事		

※リモコン及び、リモコンケーブルは電気設備工事に支給

新設器具表					
器 具 名	仕 様	参 考 品 番	多 用 室	洗 面 所	浴 室 ベ ラ ン ダ
シングルレバー 混合水栓	壁付、寒冷地仕様	SF-WL435SYN TKGG30EZ CK1700DK-4U	1		
2ハンドル 混合水栓	壁付、寒冷地仕様	SF-212F-13-RU-U TKJ20BAU 1280SKK		1	
シャワー水栓	壁付、サーモスタット付シャワーバス水栓 寒冷地仕様、シャワーフック2個	BF-WM147TNSG TMGG40SJZ SK1861DK			1
横水栓	吐水口回転型、寒冷地仕様	T200SUN13C LF-7R-13-U 701-523HK			1
化粧鏡	耐食鏡、350×450	KF-3545A YM3545F			1

※水栓スパウト長さは現場にて協議の上決定とする。



- 太線は新設機器類・配管類及びダクト類を示す。
- 細線は既存機器類及び配管類を示す。
- 機械および補修 50φ 9箇所
探査装置により既存鉄筋・配管位置を確認の上施工とする。
- R 給湯器リモコン（機器付属品）

※浴室内横引き配管は天井内隠べい、ライニング壁内は壁内隠べいを示す。
その他配管は屋内露出又は、屋外露出を示す。
※給湯器廻りの屋外露出給水・給湯管及び、パイプシャフト内の新設給水管は、凍結防止帯（自己制御型）の上、保温巻きとする。
※屋外露出給水管・給湯管は建物飛込み0.5mまで凍結防止ヒーター巻きの上保温とする。
※追炊き用循環ペアチューブは浴槽側に水抜きが出来るように勾配をとること。

参考数量

令和7年度 県営住宅(長野)

若槻団地浴室等改修工事

内訳明細書

長野県住宅供給公社

1. 工 事 名 令和7年度 県営住宅(長野)
若槻団地浴室等改修工事
2. 工 事 場 所 長野市若槻団地
3. 工 事 概 要 ①浴室改修(天井バスパネル・壁化粧板設置、床防水改修)
②ガス給湯器設置による3箇所給湯化(浴室・洗面・台所)
③手すり設置(玄関・トイレ・浴室入口・浴室内)
④非常ブザー付きインターホン設置
⑤トイレコンセントの設置
⑥その他附帯工事

R C造4階建 1、2、3、4、5、6号棟 合計10戸 (118タイプ)
の浴室等改修工事 (入居中：6戸 空き家：4戸)

金 額 _____ 円

消 費 税 _____ 円

総 計 _____ 円

令和7年度 県営住宅（長野）若槻団地浴室等改修工事

No.	名 称	規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
	総 括 表						
I	浴室改修工事						
		(118タイプ) 10戸					
A	建築工事		1.0	式			
B	電気設備工事		1.0	式			
C	機械設備工事		1.0	式			
	I 計	直接工事費計					
II	共通費						
A	共通仮設費		1.0	式			
B	現場管理費	法定福利費	1.0	式			
		その他管理費	1.0	式			
C	一般管理費	法定福利費	1.0	式			
		その他管理費	1.0	式			
	II 計						
	工 事 価 格						
III	消費税等相当額		1.0	式			
	工 事 費						

令和7年度 県営住宅（長野）若槻団地浴室等改修工事

No.	名 称	規 格	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
I	浴室改修工事						
A	建築工事						
-1	直接仮設工事	(118タイプ 10戸)					
	養生(内部改修)	個別改修	11.8	m ²			
	整理清掃・後片付け	施工中、施工後、浴室内清掃共	16.6	m ²			
	キッチン取外し・再取付手間		1.0	か所			
	ペーパーホルダー取外し・再取付手間		1.0	か所			
	1戸当り 計						
	A-1 計		10	戸			
-2	内装工事						
	天井下地	木下地 野縁36*36	2.4	m ²			
	〃	ケイ酸カルシウム板t=5.0	2.4	m ²			
	天井仕上	バスパネルt=9.0	2.4	m ²			
	〃	廻縁 塩ビコ型	5.9	m			
	〃	出隅役物 塩ビ	1.2	m			
	〃	入隅役物塩ビ	1.2	m			
	壁下地組	CON壁面木下地組のうえ 特類合板張り	9.7	m ²			
	壁仕上	メラミン不燃化粧板(浴室用)t=3.0 接着工法目地シール(シリコン系)含む	9.7	m ²			
	〃	見切り縁塩ビコ型	4.9	m			
	窓枠カバー	樹脂製接着工法	3.7	m			
	床増し打ち	モルタル打設込み	0.08	m ³			
	床モルタル金鋺押え		0.3	m ²			
	型枠		0.3	m ²			
	床下地調整(立上り含む)	下地処理 ケレン・清掃	3.5	m ²			
	〃	下地調整 ポリマーセメント	3.5	m ²			
	床仕上(立上り含む)	FRP防水(低臭仕様)	3.5	m ²			
	床仕上(浴室用床シート)	発泡複層ビニル製t=4.0程度 防滑仕様、接着工法	0.9	m ²			
	浴槽	据置型800*650*645程度 2方向エプロン付きフロタ共 運搬、据付共	1.0	個			
	既存風呂釜穴塞ぎ	開口150×450ケイカル板+EP、耐水コンパネt=12、スタイロフォームt=30、GWt=100	1.0	か所			
	新設建具取付木下地	四周	1.0	か所			

令和7年度 県営住宅（長野）若槻団地浴室等改修工事

No.	名 称	規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
	浴室ドア	運搬取付共	1.0	か所			
	I型手摺	取付共ステンレス+軟質樹脂L600	2.0	か所			
	L型手摺	取付共ステンレス+軟質樹脂L600	2.0	か所			
	既存換気孔塞ぎ	スリーブキャップ [°] SUS100×106、 断熱材充填材工共	3.0	か所			
	ドア貫通	25mm	1.0	か所			
	1戸当り 計						
			10	戸			
	A4棟偶数住戸浴槽違いによる控除・追加 対象住戸 A4-2、A4-16						
	浴槽	据置型800*650*645程度 2方向エプロン 付きフロタ共 運搬、据付共	▲ 2.0	個			
	〃	据置型900*700*660程度 2方向エプロン 付きフロタ共 運搬、据付共	2.0	個			
	A-2 計						
-3	塗装工事						
	浴室内排水管塗装	φ90sop塗り（奇数住戸のみ）	2.2	m			
	1戸当り 計						
	A-3 計		3	戸			
-4	浴室廻り解体工事						
	浴室天井撤去	解体、積込、運搬、処分共 下地含む ア スベストレベル3	1.0	か所			
	浴槽撤去	解体、積込、運搬、処分共	1.0	か所			
	風呂釜撤去	解体、積込、運搬、処分共	1.0	か所			
	浴室照明器具撤去	解体・積込・運搬・処理共	1.0	か所			
	換気レ [°] スター撤去	解体・積込・運搬・処理共	4.0	か所			
	1戸当り 計						
			10	戸			
	空部屋による撤去控除 対象住戸:A2-6、A3-10、A5-6、A6-18						
	浴槽撤去	解体、積込、運搬、処分共	▲ 4.0	か所			
	風呂釜撤去	解体、積込、運搬、処分共	▲ 4.0	か所			
	A-4 計						
	A 計						

令和7年度 県営住宅（長野）若槻団地浴室等改修工事

No.	名 称	規 格	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
B	電気設備工事						
	電気設備改修工事						
	600Vポリエチレン絶縁耐燃性ポリエチレン シースケーブル平形EM-EEF	1.6mm-2Cピット・天井	9.0	m			
	〃	1.6mm-2C管内	8.4	m			
	600V耐燃性ポリエチレン絶縁 電線(EM-IE)	2.0mm管内	7.5	m			
	〃	2.0mmいんぺい	1.5	m			
	600Vポリエチレン絶縁耐燃性ポリエチレン シースケーブル平形EM-EEF	1.6mm-3Cピット・天井	2.0	m			
	〃	1.6mm-3C管内	8.2	m			
	EM-AEケーブル	1.2mm-2C管内	17.8	m			
	〃	1.2mm-2Cピット・天井	3.0	m			
	1種金属線び(MM1)	A型(25.4mm)	20.0	m			
	〃	B型(40.4mm)セパレーター付	5.7	m			
	ねじなし電線管(E)	E(19)露出(塗装無)	4.5	m			
	ねじなし電線管(E)附属品	露出型角型ボックス	1.0	個			
	1種金属線び(MM1)附属品	A型(25.4mm)ジャンクションボックス	5.0	個			
	〃	A型(25.4mm)2個用スイッチボックス	1.0	個			
	〃	B型(40.4mm)エクスターナルエルボ	2.0	個			
	タンブラスイッチ(樹脂プレート付)	1P15A×2ネーム無PL×1-	1.0	個			
	コンセント(樹脂プレート付)	2P15A×2(接地端子付)125V	1.0	個			
	コンセント(防水・防滴)	防雨型2P15A×2+ET	3.0	個			
	セキュリティホン親機	AC100V壁掛け型非常用押釦、電 源表示灯、来客チャイム・表示灯他付	1.0	台			
	同上玄関子機	警報表示付	1.0	台			
	給湯器リモコン取付	機器付属品	2.0	個			
	照明器具取外・取付	FL10W-1直付	1.0	個			
	壁貫通	壁厚100～150mm25mm鉄筋探查含	3.0	か所			
	照明器具	LED浴室用	1.0	個			
	1戸当り 計						
	B 計		10	戸			

令和7年度 県営住宅（長野）若槻団地浴室等改修工事

No.	名 称	規 格	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
C	機械設備工事						
-1	換気設備						
	パイプファン	FE-1角型格子グリル浴室用120m3/h×5Pa、接続パイプ:Φ100、ベントキャップ(SUS、ガラリ付)共	1.0	台			
	1戸当り 計						
	C-1 計		10	戸			
-2	給水設備						
	シングルレバー混合水栓	壁付寒冷地仕様	1.0	個			
	2ハンドル混合水栓	壁付寒冷地仕様	1.0	個			
	シャワー水栓	壁付サーモスタット付シャワー水栓 寒冷地仕様 シャワーフック2個	1.0	個			
	横水栓	吐水口回転型 寒冷地仕様	1.0	個			
	化粧鏡	耐食鏡350×450	1.0	枚			
	給水・塩ビライニング鋼管 (SGP-VA)	ねじ接合屋内一般20A(継手等含む)	2.0	m			
	〃	ねじ接合屋外架空・暗渠20A(継手等含む)	3.0	m			
	水道用ポリエチレン管	保温付13φ(継手等含む)	12.0	m			
	〃	保温付16φ(継手等含む)	10.0	m			
	仕切弁(管端防食コア)	5K(ねじ・給水用)20A	4.0	個			
	フレキシブルチューブ	ステンレス製20A	1.0	本			
	凍結防止帯(自己制御形)	表示灯有 給水用(60℃以下) 2m(AC100V)	1.0	本			
	〃	表示灯有 給水用(60℃以下) 4m(AC100V)	1.0	本			
	保温・カバー工事		1.0	式			
	機械はつり補修	壁厚150mm程度 50mm 鉄筋探查含	1.0	式			
	1戸当り 計						
	C-2 計		10	戸			
-3	排水設備						
	排水・硬質ポリ塩化ビニル管 (VP)	屋内一般50A	1.0	m			
	洗濯機用排水金物	VP差込型キャップ付	1.0	個			
	1戸当り 計						
	C-3 計		10	戸			

令和7年度 県営住宅（長野）若槻団地浴室等改修工事

No.	名 称	規 格	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
-4	給湯設備工事						
	高効率ガスふろ給湯器	屋外床置型オート型20号 13A潜熱回収型 追い炊き機能付き	1.0	台			
	給湯・耐熱性硬質塩ビライニング鋼管(管端防食)改修	ねじ接合 屋外架空・暗渠20A	2.0	m			
	水道用ポリエチレン管	保温付13φ(継手等含む)	14.0	m			
	〃	保温付16φ(継手等含む)	6.0	m			
	追炊用ヘア配管取付	10φ×2保温付 配管は機器付属品	2.0	m			
	仕切弁(管端防食コア)	5K(ねじ・給湯用)20A	1.0	個			
	フレキシブルチューブ	ステンレス製20A	1.0	本			
	循環金具取付	機器付属品	1.0	個			
	凍結防止帯(自己制御形)	表示灯有 給湯用(90℃以下) 4m(AC100V)	1.0	本			
	保温・カバー工事		1.0	式			
	機械はつり補修	壁厚150mm程度 50mm 鉄筋探索含	1.0	式			
	ガス給湯器ドレン配管	凍結防止帯・保温カバー含む	1.0	式			
	1戸当り 計						
	C-4 計		10	戸			
-5	ガス設備						
	基本工事費	増設	1.0	式			
	配管工事	さや管付フレキ管25mm	4.0	m			
	〃	白ガス管15mm	2.0	m			
	〃	フレキ管15mm	7.0	m			
	〃	フレキ管25mm	10.0	m			
	撤去工事費	32mm以下	4.0	m			
	ネジ工法露出ガス栓(1口)	ガスコンセント(露出)	1.0	個			
	フレキ工法ネジガス栓	フレキ3/4ULネジガス栓25mm	1.0	個			
	ガスメーター取付費	2.5～6号	1.0	個			
	ガスメーター取外費	2.5～6号	1.0	個			
	フレキガス栓接続		1.0	か所			
	暖房用ガス栓工事費	FP10A,5.0m	1.0	式			
	付帯工事費配管塗装	配管塗装(2回塗り)15mm	2.0	m			
	メーター・配管支持費		1.0	式			

令和7年度 県営住宅（長野）若槻団地浴室等改修工事

No.	名 称	規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
	小運搬割増		1.0	式			
	機械はつり補修	壁厚150mm程度 50mm 鉄筋探索含	1.0	式			
	1戸当り 計						
	C-5 計		10	戸			
-6	撤去工事						
	瞬間湯沸し器撤去	5号再使用しない	1.0	台			
	給気口撤去	100φ	4.0	個			
	鋼管撤去	15A	2.0	m			
	〃	20A	1.0	m			
	保温撤去	20A天井内	1.0	m			
	単水栓撤去		3.0	個			
	配管化粧プラグ止め	15A	1.0	か所			
	配管プラグ止め	15A	3.0	か所			
	〃	20A	1.0	か所			
	既設配管切断	15A鋼管	2.0	か所			
	〃	20A鋼管	1.0	か所			
	産業廃棄物積込・運搬費	巡回収集	0.2	m³			
	産業廃棄物処分費	金属くず	0.1	m³			
	〃	混合廃材	0.1	m³			
	1戸当り 計						
			10	戸			
	空部屋による撤去控除 対象住戸:A2-6、A3-10、A5-6、A6-18						
	瞬間湯沸し器撤去		▲ 4.0	戸			
	C-6 計						
	C 計						

令和7年度 県営住宅（長野）若槻団地浴室等改修工事

No.	名 称	規 格	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
Ⅱ	共通費						
A	共通仮設費						
	準備費	敷地整理、その他の準備に要する費用	1.0	式			
	仮設建物費	仮設トイレ等	1.0	式			
	工事施設費	場内通信設備等の工施用施設に要する費用	1.0	式			
	環境安全費	安全標識、隣接物等の養生及び補修復旧に要する費用	1.0	式			
	動力用水光熱費	工施用電気設備及び工施用給排水設備に要する費用並びに工施用電気・水道料金等	1.0	式			
	整理清掃費	屋外及び敷地周辺の跡片付け及びこれに伴う屋外発生材処分等に要する費用	1.0	式			
	機械器具費	測量機器、雑機械器具に要する費用	1.0	式			
	その他	試験費、提出物等の上記に含まれない項目に要する費用	1.0	式			
	(積上げ仮設費)						
		10戸のうち入居住戸6戸					
	風呂使用(入居者 用)	工事中、入居者世帯数×1日程度の 空家風呂使用(水道光熱費)	1.0	式			
	小運搬割増費	資材・撤去材場内小運搬 人力	1.0	式			
	1戸当り 計						
	計		6	戸			
	積上げ仮設費 計						
	Ⅱ 計						

改修工事現場説明書

長野県住宅供給公社

1. 工事範囲

この工事は別冊設計図書及び仕様書に示す範囲となる。但し図書に明示されていなくとも、技術上及び施工上で当然工事の完成に必要と認められるものについては、受注者の負担において監督員の指示に従い施工する。

2. 工程に関する事項

- (1) 本工事の作業（資材、機械等の搬入を含む）は、早朝及び深夜に行ってはならない。（但しやむを得ず実施する作業で、監督員の承諾を得た場合はこの限りではない。）
- (2) 騒音・振動を伴う作業は、原則として日曜・祭日に行ってはならない。但し、騒音・振動を伴わない作業で監督員の承諾を得た場合はこの限りではない。

3. 安全対策に関する事項

- (1) 受注者は工事期間中、工事に対する入居者の協力が得られるよう、現場内外における工事火災、工事公害の発生防止に努めるものとし、下請関係者にも主旨の徹底をはかること。
- (2) 建設資材の搬入に際し、事故ならびに騒音等の防止のため道路関係法規を遵守し、現場及び現場周辺では車の速度等に充分留意し、沿道及び入居者から苦情を引き起こさぬよう努めること。
- (3) 入居者との協議の結果によっては、資材搬入経路時間等の規制を後日に指示することもありうるが、この場合原則として請負金額の変更はしない。
- (4) 本工事の施工にあたり、騒音・振動・ほこり・資材片の飛散等による被害を誘発しないよう、必要に応じて予防措置を講じ、入居者に対する迷惑や近隣家屋に対する損害を与えぬよう努めること。
- (5) 工事用車両による事故あるいは紛争等が生じた場合、又は近隣家屋に損害を与えた場合、受注者は直ちに監督員に報告するとともに、入居者ならびに近隣家屋等に対する損害補償については受注者の責任において措置すること。

4. 仮設に関する事項

受注者は、工事用電力・用水・電話について各関係機関と協議し、諸手続きを行ったうえ使用する。なお、これに要する費用は受注者の負担とする。

5. 工事写真

後日では容易に検査できない箇所及び各工程により写真撮影を行い、竣工時に整理のうえ提出すること。

6. その他

- (1) 本工事の施工に先立ち、実施作業工程及び作業計画書を作成し、事前に入居者及び関係機関と協議し協力を得るものとする。また居住中の住宅に立ち入る際は必ず入居者の立ち会いにより行い、紛争の生じない様心がけること。
- (2) 受注者は、以下の保険に加入すること。
 - ※工事目的物、工事材料及び仮設物等に生じる損害を填補する保険（建設工事保険、組立保険、火災保険）。なお、保険金額は、請負金額以上とする。
 - ※工事作業員・作業員の身体傷害を填補する保険（法定外労災補償）。

7. 補足訂正事項

設計図書の内容について次のとおり補足訂正する。

--